

令和6年 第2回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和6年6月18日（火）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和6年6月18日（火） 午前9時00分		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1 番 徳 永 貴 久 2 番 林 敬 生 3 番 藤 田 徹 也 4 番 山 上 耕 司 5 番 宮 地 利 雄 6 番 林 康 彦 7 番 池 本 光 章 8 番 大 西 幸 江 9 番 亀 井 文 男 10 番 濱 田 高 嘉 11 番 池 本 興 治 12 番 藏 谷 重 文 13 番 前 田 省 二	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 健康福祉部長 消 防 長 総 務 課 長 企画情報課長 住 民 課 長 健康推進課長 海 光 園 長 建 設 課 長 農林水産課長 観光戦略課長 公営事業課長 魚 島 支 所 長 学校教育課長 生涯学習課長	上 村 俊 之 村 上 和 彦 清 水 伸 杉 田 和 房 今 井 稔 小 林 俊 則 坂 上 将 人 檜 垣 明 宏 梨 木 善 彦 竹 林 佳 子 今 井 孝三郎 山 本 九十九 黒 瀬 智 貴 後 藤 隆 宏 田 房 良 和 大 林 卓 也 山 本 勝 幸 田 中 耕 造

議員・職員 以外で会議 に出席し た者			
会議に職務 のため出席 した者の 職氏名	1 2	議会事務局 局長 議会事務局 課長補佐	岡本 恭典 田房 聡子
町長提出議 案の題目	1 報告事項第1号 令和5年度上島町一般会計繰越明許費繰越計算書 令和5年度上島町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書 2 報告事項第2号 第三セクター経営状況の報告について (株式会社いきなスポレク、株式会社いわぎ物産センター) 3 専決処分の承認を求めることについて (上島町税条例の一部を改正する条例) 4 専決処分の承認を求めることについて (上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) 5 専決処分の承認を求めることについて (上島町学校教育問題審議会条例の一部を改正する条例) 6 専決処分の承認を求めることについて (上島町介護保険条例の一部を改正する条例) 7 上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例 8 上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準を定める条例等の一部を改正する条例 9 令和6年度上島町一般会計補正予算(第1号) 10 令和6年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第1号) 11 令和6年度上島町介護保険事業会計補正予算(第1号) 12 令和6年度上島町魚島船舶事業会計補正予算(第1号) 13 令和6年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号) 14 工事請負契約の締結について (上島町クリーンセンター基幹的設備改良工事)		
その他の 題目	1 上島町議会議員及び上島町長の選挙における選挙公報の発行に関す る条例 2 地方公共団体の団体自治や住民自治等を守るよう求める意見書につ いて 3 議員派遣報告について(弓削高等学校学生寮「ゆめしま寮」落成式 4 議員派遣報告について(令和5年度上島町立中学校卒業証書授与式) 5 議員派遣報告について(令和5年度上島町立小学校卒業証書授与式) 6 議員派遣報告について(令和6年度上島町立小学校入学式) 7 議員派遣報告について(令和6年度上島町立中学校入学式)		

	8 議員派遣報告について（令和6年度上島町人権教育協議会総会） 9 議員派遣報告について（令和6年度上島町人権・同和教育講演会） 10 議員派遣の件（令和6年度先進地視察研修） 11 議員派遣の件（令和6年度第1回町議会議員研修会） 12 閉会中の継続調査申出について
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 11番・議員 池 本 興 治 12番・議員 藏 谷 重 文
会 期	令和6年6月18日～6月26日（9日間）
傍聴者数	12名（男 9名・女 3名）

◎ 開 会

○（前田 省二 議長）

ただいまの出席議員は、全員でございます。

ただいまから、令和6年第2回上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（前田 省二 議長）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、11番、池本興治議員、12番、藏谷議員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定

○（前田 省二 議長）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に委員会協議の結果について、報告を求めます。

議会運営委員長、濱田議員、お願いいたします。

○（10番・濱田 高嘉 議員） はい。

（濱田 高嘉 議員、登壇）

○（10番・濱田 高嘉 議員）

皆さん、おはようございます。（「おはようございます」複数の声あり）

議会運営委員会の協議結果について、報告をいたします。

令和5年第2回定例会の開会にあたり、去る6月11日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取扱いについて慎重に協議

を行いました。

会期日程につきましては、本日 18 日から 26 までの 9 日間とし、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定いたしました。

また、本定例会における補正予算については、協議の結果、予算決算委員会への付託は行わず、本会議において審議を行うことに決定いたしました。

どうか、本定例会の慎重なる御審議と議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(濱田 高嘉 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま、濱田議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から 26 日までの 9 日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」複数の声あり）

御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 6 月 18 日から 6 月 26 日までの 9 日間に決定いたしました。

日程第 3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 3、「諸般の報告」を行います。

令和 6 年 4 月 5 日、弓削商船高等専門学校入学式、4 月 6 日、愛媛県立弓削高等学校入学式に議長が出席いたしました。

4 月 16 日、砥部町において令和 6 年度第 1 回全員協議会に議長が出席いたしました。

5 月 11 日、愛媛マンダリンパイレーツ上島町公式戦に議長が出席いたしました。

5 月 18 日、上島町商工会通常総会に議長が出席いたしました。

5 月 20 日、松山市において、愛媛県離島振興協議会定例総会に議長が出席いたしました。

5 月 21 日、東京都において、全国町村議会議長・副議長研修会、5 月 22 日から 23 日、令和 7 年度上島町重要施策の要望活動にそれぞれ議長と副議長が出席いたしました。

5 月 25 日、上島町観光協会通常総会に副議長が出席いたしました。

5 月 30 日、上島町文化協会総会に議長が出席しました。

6 月 1 日、三秀園弁天橋再建お披露目イベントに議長が出席いたしました。

6 月 16 日、大阪市において第 32 回関西岩城会総会に議長が出席いたしました。

次に、本年 3 月から 5 月実施分の監査委員からの例月出納検査報告書の写しを議員の皆様のお手元に配付しているとおります。

いずれも出納関係帳簿、預金通帳、証拠書類等に照合した結果、誤りはなく、現金保管状況も適正に実施されている旨の報告をされております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

改めまして皆さん、おはようございます。(「おはようございます」複数の声あり)

五月晴れから梅雨を経て瀬戸内の活気も最も鮮やかに彩る、上島諸島を代表する時候になってまいりました。

本日は令和6年第2回定例議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

3月定例議会後の行政活動内容や資料についての詳細は時間の関係上、上島町ホームページ内の町長活動報告にかえさせていただき、この場においては、主な事項のみを報告させていただきます。

3月9日の弓削商船高等専門学校皮切りに、各保育園、小学校、中学校、弓削高校などの卒業式や入学式において、祝辞を述べさせていただき、新たな門出に抑え切れない感動が私の涙腺を刺激しました。

特に本年は魚島に7名、弓削高校にはゆめしま寮に15名と寮以外に6名の離島留学生を迎えることができました。

高井神からも移住家族の小学生と中学生、各1名の子どもたちが通うこととなり、上島町にとって教育や交流の分岐点とも言える重要な年になりました。

子どもたちはみんな明るく元気に通ってくれていますので、弓削商船高等専門学校の学生さんを含め、町民の皆さんも我が子、我が孫と同様に温かく接していただけたらと思います。

3月10日には、ゆめしま海道いきなマラソンが開催され、北海道から沖縄県まで、32都道府県から1,080名のランナーが、晴天のゆめしま海道を駆け抜けました。

ボランティアの高校生や給水場での中学生の声援に手を振って答えるランナーの笑顔が印象的でした。

3月13日、町内唯一の県立高校である弓削高等学校のさらなる魅力化を図ることを目的に、かねてより準備を進めていたゆめしま寮の落成式がとり行われました。

午後からの内覧には、平日にもかかわらず予想以上に大勢の方が訪れ、弓削高校を支える新たな拠点の誕生に町内外からの関心の高さを感じました。

翌日の3月14日には上島町において、SetouchiVelo協議会が開催され、瀬戸内地域のサイクリングルートを管理する自治体やそれに関わる県、各地方整備局、運輸局、本州四国連絡高速道路株式会社から総勢40名の参加がありました。

この協議会は、瀬戸内地域及びその周辺地域を環境に配慮した安全で快適な世界にも認められるサイクリングの推進エリアに育てることにより、本地域のブランド価値の向上を図り、持続的な地域振興を実現することを目的としたものです。

当日は、ゆめしま海道の3橋全てを経由するコースのサイクリングやゆめしま海道の未

来をテーマにしたパネルディスカッションが行われ、上島町の魅力やポテンシャルの高さを国内外に発信しました。

3月17日、東広島市福富町において第20回アクアの森植林交流会が開催され、上島町民44名に参加いただきました。

この交流は、友愛の水の源流域である福富町の森を育てることが、豊かな瀬戸内海につながることで、また、送水への感謝の意を持ち続けることを目的に続けており、東広島市長もお越しいただきました。今回は、湖畔に設けていただいている「上島町の森」へ弓削中学生と弓削高校生が書いた新しい看板を福富町の「すいすい倶楽部」に設置していただき、河津桜20本を植樹してまいりました。

1月1日に発生した能登半島地震への人的支援ですが、1月19日からの介護職員2名を皮切りに、一般行政職員や保健師・消防士など延べ11名の上島町職員を金沢市、輪島市及び七尾市に派遣し、避難所の運営を中心に活動を行ってまいりました。

2月1日と3月1日には、派遣した職員による能登半島地震被災地支援派遣職員報告会を課長会で実施し、いざというときのために上島町が何を備えなければならないかなど、防災行政の一助にある経験を職員で共有いたしました。

3月23日、弓削商船高等専門学校の新しい練習船「弓削丸」の竣工記念式典があり、森山文部科学大臣をはじめ、約150名の来賓が上島町にお越しいただきました。

この4代目弓削丸は、30年ぶりに更新され、上島町のシンボルとも言える船で、災害支援船としての機能も有しており、町にとっても大変心強く、様々な面で貢献いただけるものと確信しています。

3月26日、愛媛県教育長へ挨拶と報告を行いました。

これは、愛媛県が弓削高校へ18年ぶりに校長先生を配置していただいた御礼を兼ね、今後の上島町の取組や方針をお伝えしたものです。

3月29日には、新生児誕生記念品贈呈式を開催いたしました。

今後も上島町は、未来を担う子どもたちがふるさとに愛着を持ち、健やかに成長できるまちづくりを目指すなど、子育てを重点項目として取り組んでまいります。

4月4日には、愛媛県庁や関係機関を10日には四国高松の整備局や運輸局、財務局などへ、16日からは東京において各省庁や国会議員へ、延べ170箇所へ新年度の挨拶回りを兼ねて、情報収集や要望活動を行いました。

特に、国土交通省離島振興会は、今年度から初めて上島町職員を派遣していますので、国のために働いていただくとともに、本人が離島振興への知識を習得し、上島町のためにもスキルアップしてくれることを期待しています。

また、国土交通省関連では、私に対し離島振興に関する重要事項について調査審議を行う大臣の諮問機関である国土審議会離島振興対策分科会特別委員に就任依頼がありました。5月27日より努めることになりましたので、全国の離島はもとより上島町の現状や課題を伝えるよい機会として活動してまいります。

4月5日には、弓削高校ゆめしま寮の入寮式を行い、新たに全国から新1年生12名、先輩2年生3名の離島留学生をお迎えすることができました。

新1年生の定員を10名程度と絞ったため、入寮できない生徒さんが出てしまいました

が、それでも弓削高校を目指した新1年生3名は、上島町内のアパートや下宿を借りて、弓削高校に通ってくれています。

もちろん、上島町としては、その子どもたちにもゆめしま寮で食事がとれるようにしており、日常も交流が図れるよう対応しています。

ゆめしま寮の建物自体も、木造で温かみのある理想的な施設になりましたが、寮内にあふれる生徒の皆さんの希望に満ちた顔や明るい笑い声にこの施設の高い価値観を改めて認識し、この建物に命が宿ったことを感じました。

当日は、お忙しい中、校長先生や教頭先生の出席がありましたが、それ以上に感動したのは、休日にもかかわらずほとんどの高校の先生が立ち会ってくれたことです。

私はこの先生方になら、安心して子どもたちをお任せすることができることを確信しました。

4月7日、前日は雨で心配しましたが、いわぎ桜まつりが快晴のもとに開催されました。

実行委員会や役場スタッフが前日はもとより、当日の早朝6時から準備に取り組み、多くのお客様を楽しませてくれたことに、この場をおかりして、心から感謝を申し上げます。

4月19日には、マツダスタジアムにおいて、広島対巨人戦が開催され、昨年に引き続きいて、上島町も観光PRと物産販売を目的に参加させていただきました。

昨年も広島東洋カープオーナーが上島町ブースにおいて、たくさんのお買物をしていただいたと聞いておりましたが、今回も驚くほどのお買上げをいただき、上島町代表して感謝の言葉をお伝えすることができました。

もちろん、上島町の特産品は、昨年同様、マツダスタジアムのお客様に好評で行列が途切れることなく5回までに全商品が売り切れしました。次回試合への参加は、7月14日日曜日になっていますので、時間が許される町民の皆様はぜひマツダスタジアムまで足を運んでください。

5月1日、町の移住定住促進ポータルサイト「かみじまライフ」の新たな取り組みとして、地元の求人情報をまとめた特設ページを立ち上げました。

これは、移住相談を受ける中で、町内の求人情報が少なく、お伝えすることができなかったことから、各事業所等の様々な求人要望を掘り起こし、移住定住希望者に伝える体制を整えたもので、上島町へのさらなる移住者の増加につなげていきたいと考えています。

5月11日、いきなスポレクにおいてマンダリンパイレーツ公式戦が開催され、いわぎブルーレモンやゆめしまベースボールクラブの子どもたちの参加、弓削高校企業部によるジビエバーガーの出店及び地元事業者の出店があり、目的であるスポーツ振興や地域活性化に取り組むことができました。

5月26日には、上島町総合防災訓練を実施しました。住民避難訓練では、住民の皆さんの安否確認を確実に行うことで、無事を迅速に確認できる体制づくりを地区に取り組んでいただきました。通信系の訓練としては、緊急避難場所、災害対策本部、松山港湾、空港整備事務所、東予地方局と今治支局をZoom中継で結び、現地の状況を把握した上で、リエゾンの派遣要請や応援要請等の訓練を行いました。

さらに、自治体向けコミュニケーションツールのLoGoチャットで、現場の状況を動画やデータのやりとりで職員間、災対本部、東予地方局と今治支局等で行い、リアルタイム

に確認、一斉指示ができる体制を確立しました。

また、新たな取組として、災害時通信対策用にスターリンクという衛星を使用して通信訓練を行いました。

その結果、停電、光ケーブルの断線や基地局アンテナ倒壊等により既存の通信手段が途絶した際の安定した回線として非常に有効だということが検証できました。

さらに、避難訓練と同時に、自衛隊松山駐屯地による炊き出し、日本赤十字社の防災講演と足湯体験や地域防災マネジャー講話など、関係機関の協力により多くの自主訓練が各地区で開催されました。

上島町としては、毎年行う防災訓練で現状の確認を行い、マンネリ化しないよう新たな取組を実施することで、防災意識の向上や自主防災組織の育成を図り、自衛隊や県など関係機関との連携をさらに深めることで、災害に備えてまいります。

6月3日に北海道利尻町において、令和6年度全国離島振興協議会通常総会が開催されました。斉藤国土交通大臣の代理として筒井国土交通省国土政策局審議官、石原宏高自由民主党離島半島特別委員会委員長、武部新自由民主党離島半島特別委員会事務局長代理や山本博公明党離島振興対策本部長、横山信一公明党離党振興対策副本部長、鈴木宗男参議院議員、鈴木直道北海道知事を初めとする数多くの来賓の出席がありました。

この総会では、離島振興法関係5法の趣旨による昭和すいません令和6年度全国離島振興協議会通常総会決議や離島交通政策の抜本拡充に関する特別決議が議決され、今後は、都道府県支部・市町村提出議題とともに、関係省庁に対し要望してまいります。

また今回は一部役員の改選があり、新たに荒木屋久島町長が会長に選任されましたので、私も引き続き、副会長として上島町のみならず、全国の離島の先頭に立って、離島の課題を解決できるよう取り組んでまいります。

さて、5月22日から23日にかけて、国の令和7年度予算の骨格となる骨太方針策定に間に合うよう、上島町の現在と未来の課題をしっかりと網羅した上島町重要施策要望書を持参し、総務省・国交省・デジタル庁など各省庁25箇所42名、愛媛県選出国會議員等とお会いし陳情活動を行いました。

その内容は、

- ①こども・子育て政策の支援について
- ②安心した出産・子育てができる環境整備について
- ③観光推進事業の支援について
- ④ゆめしま海道周遊観光推進における道路施設整備について
- ⑤「島」と「海」を結ぶ賑わい空間施設の整備について
- ⑥離島留学制度への支援について
- ⑦移住定住促進及び関係人口創出への支援について
- ⑧離島のDX推進等への支援について
- ⑨離島医療の充実について
- ⑩離島補助航路の指定緩和について
- ⑪離島における燃油類の格差是正について
- ⑫歴史文化遺産の調査と保存・活用について

⑬成年後見制度の利用推進について

であり、議長と副議長も同行していただきました。

今後は実施に向けてさらなる要望活動を続けてまいりますので、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、第三セクターの令和5年度の運営状況ですが、株式会社いわぎ物産センターは、営業製造部門とも物価高騰の影響を受け、前年度より苦戦したものの、経費節減等に努め、利益を確保することができました。

全体では、売上高が1億4,560万円であり、対前年度比97.3%、当期純利益は約270万円となり、健全な経営に努めています。

次に、株式会社いきなスポレクについてですが、スポレク職員の懸命な経営努力により、営業損益として過去10年で1番良い約560万円の黒字を達成し、令和4年度に続き2年連続で安定した運営ができました。

しかし、現在でも前の経営陣が、上島町と30年間の返済契約をしてしまった借入金が、いまだ2,330万円残っている状況であり、これが経営の足枷になっています。引き続き利用促進、経費削減に努めてまいります。

さて、今回上程している一般会計補正予算についてですが、物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援する物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事業として、本年度新たに住民税非課税か住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付いたします。

また、6月に始まる所得税と住民税計4万円の定額減税を減税しきれない方へは調整給付金として、その差額を1万円単位で給付することが主な内容になっています。

給付時期については、可能な限り速やかに給付開始できるよう対応してまいります。

結びに、愛媛新聞の5月24日版に平成の大合併が始まった2003年を境とする40年間で人口がどう変化したかという記事が記載されています。

愛媛県全市町の人口が減少しているように、残念ながら上島町も同じ状況です。

しかし、合併前の20年間と合併後の20年間を比較すると、愛媛県内で唯一、旧弓削町と旧岩城村の増減差がいずれもプラスであり、減少が緩やかになっています。

これは、上島町の行政運営や方向性、将来計画が適正であるとの裏づけであり、何よりも町民の皆さんの御理解と御協力のたまものだと考えています。

皆さんは、昨年度の上島町への県外からの移住者は、過去最高の57名、県内を含むと67名であり、3年間で165名、県内を含むと189名が上島町に移住していることを御存じでしょうか。

これは、6,000人余りの上島町における移住者の占める割合でしめすと2.7%となり、県都である松山市は1.6%であることから、小さな自治体である上島町に対する移住希望者の注目の高さ、そして移住定住支援の充実度がうかがえる結果です。

加えて、インバウンドのお客様が前年度比450%増の1,356人も上島町を訪れてくれているように、今後は町内地場産業の支援育成や福祉・教育政策の充実はもちろんですが、町外や海外からのお客様誘致などの観光や移住・定住促進など、交流人口の増加と実需拡大を視野に行政運営を進めることが、上島町の歩むべき道であると考えています。

本日は、条例案 3 件、補正予算案 5 件、その他 7 件、計 15 件の議案を上程しております。

個々の議案につきましては、それぞれの時点で御説明させていただきますので、よろしく御審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、行政報告は終わりました。

日程第 5、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 5、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席において行ってください。質問回数は、会議規則どおり 3 回までとしますので、質問事項毎に行ってください。また、質問や答弁において、個人名等、個人情報には十分に注意してください。

以上、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は 4 名です。

○(前田 省二 議長)

それでは、はじめに、藤田議員の質問を許可いたします。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

(藤田 徹也 議員、登壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)

おはようございます。(「おはようございます」複数の声あり)

議席番号 3 番、藤田徹也です。

今日は 1 点の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、消防団の統合について、質問させていただきます。

令和 6 年度上島町消防団員数は、普通消防団員 311 名、機能別消防団員 16 名、合わせて 327 名、令和 1 年度と比較すると、普通団員 44 名減、機能別団員 16 名増となっており、全体では 28 名減となっています。

一方で、消防団員の条例定員は、普通消防団員、機能別消防団員合わせて 390 名と定められており、消防団員確保の確保は物理的に無理があると考えられます。

まず、消防団員数の条例改正が必要ではないかと思いますが、この件に関してどう考えられているのかお答えください。

○(小林 俊則 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

(小林 俊則 消防長、登壇)

○(小林 俊則 消防長)

藤田議員の御質問にお答えいたします。

上島町消防団員の実員数については、平成 21 年の 390 人をピークに徐々に減少を続けており、令和 5 年 4 月 1 日現在の消防団員定数に対する充足率は 84.4%で、昨年度の愛媛県内消防団員の平均充足率 88.9%を下回っておりますが、県内 1 万人以下の 5 町における平均充足率は 83.3%となっており、上島町が平均値を上回っているところでございます。

消防防災課では、消防団員数の減少を踏まえ、新規団員の確保に力を入れており、広報紙や折り込みチラシでの募集案内に加え、消防団員及び職員による声かけや消防団協力事業所への協力依頼による勧誘を行っているところですが、今後は、高齢化と人口減少により、今まで以上に消防団員の確保が難しくなってくることが予測されます。

以上のことから、県内の消防団の動向についても参考にしながら、定数削減を含めた消防団の適正な在り方について、消防団の皆様とも協議してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

(小林 俊則 消防長、降壇)

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

愛媛県下でも定員数が、減っている。人口減少に伴い、これは仕方がないことかなと思います。まずやはり無理をして、定員数を確保するというのではなくて、その町の状況に応じた定員数で、そういうふうな方向転換、消防長のほうからもそういう発言をいただきましたので、それに伴いですね、少人数化に伴って、より早く正確に確実に任務を遂行するためには、何が必要なのかということですね、現状を見るとリアカーを納めていたポンプ庫にポンプ車両がぎりぎり収まっている。しかも車両の出入口さえままならない、こういう状況。そして、平日日中に出動要請があっても各方面隊の各分野において、どれぐらいの団員が出動できるのか、様々な状況を考察すると地区の統合、ポンプ庫の集約が必要でないかと思いますが、この件に関してどう考えられているかお答えください。

○(小林 俊則 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

2 点、御質問をいただきました。

地区の統合とポンプ庫の集約というところですが、まず、地区の統合というところですが、地区の統合については、現在藤田議員のおっしゃられている地区の統合というのは、小さな集落における統合全体での統合ではなくて、お話の内容からするとそういったところだと思います。消防団員の組織の中に置き換えると部とか班とかの括りの中にその地区が入ってまいりますが、現在はその中で編成されている中で、活動が行われている状況です。お話を聞かし消防団のお話の中でも、人数の少ないところは小さな編成の中で、連携協力しながら活動を行っているという聞いておりますので、ただ必要に応じて、今後統合とか、集約が必要であれば、それは柔軟に消防防災課のほうも対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、次のポンプ庫の集約というところですが、方面隊ごとにポンプ庫の配備状況が違っておりますけど、お話の中でありました車両がぎりぎり収まっているというお話が

ありましたので、そういった状況の現在置かれているポンプ庫は、弓削方面隊の管轄する中に、4つ手狭なポンプが存在しているのは把握しております。消防防災課ではそこら辺、その辺りを踏まえまして、消防団の幹部会でも集約等が必要なのかのお話はさせていただいているところです。現在ただ、集約がよいのか、これまで、火災出動に対応するために、分散して配備がされていたところでございますので、活動面も考慮しながら、それからほかに、財政とか、財源とか、設置場所とか、いろいろ課題もありますので、現在検討を行っているところでございます。消防団の皆様と相談しながら、消防防災課のほうでよく考えて、今後、対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

消防団との連携をとって検討されているということではありますが、各分団においていろいろその問題点があるのも承知していますけど例えばですよ、各方面隊からそういう弓削方面隊に関して、上弓削区・下弓削区、これ、統合せにやいけんねっていうその、そういう話が進捗したときに、どれほどのスピード感を持って、消防としては予算化していくのか。その要望を全て受入れて、そうせざるを得ないというその状況の中で、どういう段階を踏んで進んでいくのか、そこら辺を少しお聞かせください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、予算の件につきましてというか統合施設の統合につきましては現在のところの行政の理事者側には上がってきておりません。それと私も、質問に対して、当初からお答えしようかなと思っていたんですけど、これは私は災害対策本部の本部長ではありますが、消防に関しては消防署と消防団が中心になって活動していただいておりますので、これは消防団の自主的な判断にお任せするんがいいんじゃないかということで、答弁は控えさせていただきました。そこで、組織については組織の再編については、ある意味、いつでもできることですので、それをしっかりと話していただくと。次に、消防団で何が大事かという、いち早く火事が火災が消化できること。あるいは、少し遅れますが何かあったときに災害があったときにいち早く駆けつけれるかということだと思います。そういったところで、統廃合をあまりにも進めると、そう、今、場所場所にある車庫、車両を集めてしまうと、すぐに現場に駆けつけられないという矛盾も発生しますので、それについては、先ほどから申し上げておりますように、担当課と消防署と消防団がしっかりとお話をさせていただければありがたいと思ってます。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員、最後です。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

消防署と消防団とよくよく連携してしっかりと協議を重ねて、より早く、正確に確実に災害時、現場まで行ける1番近道な、うん、手段がなされるということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

(藤田 徹也 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、藤田議員の質問を終わります。

続いて、池本光章議員の質問を許可いたします。はい、池本議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

(池本 光章 議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

議席番号7番、池本光章でございます。

本日は、一つの質問をさせていただきます。

行政において、新規事業を計画実施する場合、国や県からの指導により執り行う場合と、行政サイド自ら執り行う場合と、住民からの要望に応じて執り行う場合があると考えますが、予算計上、実施に至るまでの行政内部における手順を御説明願いたい。

お願いします。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

(杉田 総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

池本光章議員にお答えします。

御質問頂きました件についてですが、どの場合においても、各担当課において、新規事業の計画から事業実施までの決裁を受け、予算計上していることは当然御承知おきのことかと思います。

ひとつ異なる部分について、部分としては、住民からの御要望に対して、事業実施を執り行う場合につきましては、担当課において事業実施の可否についての協議はもちろんですが、優先順位等を考慮しながら予算計上を行い、実施しております。

以上でございます。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員)

もう少し詳しい説明がいただけるかと思っておりましたが、こういった手順を踏んで予算が金額が、一つの事業をするにしても、まず予算計上のために金額をはじきますよね、事業費を。そういった流れがこういった手順で行われるのかまたそうして入札までに至る経過についてどういう経緯でもって入札が執行されるのか。そういった手順がちょっとお尋ねしたかったんですけど。ちょっと、3点ちょっとお伺いいたします改めて。令和3年度、土木費、公園費において、立石多目的グラウンド休憩所新築事業のための設計業務が282万6,544円で、委託実施されました。その結果、翌令和4年度において、当初予算に立石多目的グラウンド休憩所新築事業として3,881万9,000円計上されましたが、事業は見送られております。この事業に計画性があったのか。そして今後の見通しはどのようなのか。

令和6年度、水産業強化支援事業のノリ共同加工施設の建設についても、議会や住民への説明がなおざりになっているとしか思いようがありません。1億7,000万円に近い補助金が町から支出されるわけですが、議会や住民への説明が余りにも遅過ぎるし、お粗末過ぎます。漁協と国、漁協と町行政の協議の経過報告等の説明が何もないのですよ。同僚議員が資料の請求をしても提出を拒む。どういうことなんだろうかね。通常は漁協からこういった計画があり、国へ要望しようと考えているが、行政として協力をお願いしますか。スタートは、ここからでしょ。この時点で、議会や住民に説明があってしかるべきじゃないんでしょうか。

上島町クリーンセンター基幹的設備改良工事についても、入札後に改良工事部分の図面が提出される。3年間にわたり説明してきたと言われておりますが、現状がどうか。改良した場合どうなるのか。排出ガスがどのように改善されるのか。燃料がどのくらい軽減されるのか。何の説明もなかったように思いますが、そして入札においては、2社が辞退、1社による入札となっております。高校の寮建設入札と同じような結果となっております。寮建設においては、業者を地区限定に縛り、その結果1社による入札、上島町クリーンセンター基幹的設備改良工事においては、3社に限定して2社が辞退、1社による入札となっています。なぜ、5社とか10社ではないのでしょうか。あるいは、こういった特殊工事については、随意契約ということも考えられます。98%、今回の入札率ですね、98%に近い落札ということにおいて考えると随意契約のほうが有利だったとは、考えられなかったのか。

以上、お答え願えますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず最初に3点の事業のことを質問されましたが、この3点ともしっかりと順序どおり丁寧に説明をさせていただいてる案件でございます。3年間かけて説明している案件もございますし、しっかりと議会からの資料請求に対してはお答えさせていただいております。今回のノリの加工場につきましても、先般、全員協議会のときに資料を、そのあとの議員協議会ですかね、資料を提出するようというところでございますから、議長名で正式に書類がき次第、提出させていただきます。何度も申し上げておりますが、議員の総意で請求のある資料は今までも全て出させていただいております。全員協議会で請求したけど、出してないじゃないかというようなお言葉ありましたが、あれは請求はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。入札等に関してはまた、担当のほうที่答えられるようなお答えさせていただきますが、適正にやっておりますし、今の時代、コンピューターで積算する業者がほとんどでございますから、90%台の入札率というのはどこの自治体でも同じような内容になっております。

そして、随意契約ですればいいじゃないかということではございますがこの辺も、議会からね盛んに入札にしろ一般競争入札にしろ一般競争入札しろという中で、随意契約に適切な工事のみを随意契約にさせていただいております。

それから先ほど言いましたように議会のほうからもそういう要請がございますので、そ

のようにさせていただいているところでございます。

以上です。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、池本 光章 議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

恐らく答えられないからあとの回答がないんだと思いますが、今の随意契約のほうが有利だったとは考えられなかったのかということなんですけど、98%の入札率、これおかしいですよどう考えても、随意契約で、ああ言った、もう、古い焼却炉に新しい業者が入り込んで修繕するというのはこれ確かに難しい問題ですよ。責任問題も当然起こってきますし、なかなか引受け手がないのは分かります。そういった中においてあえて、競争入札を実施する。それもおかしいですよ。大体こういった焼却炉とか特殊な工事については、通常随意契約、責任問題がついて回りますので、随意契約で、契約を交わすのが通常だと私は考えますが、随意契約において、価格調整もできるはずなんです。4億の10%でも、4,000万ですよ、4,000万浮くんです。それは何で98%なんです。

そして最後に一つもう一つちょっとお尋ねさせていただきますね。参考資料の上島町クリーンセンター基幹的設備改良工事概要、目的、この中にですね、改修か改造を行うとともに本施設の省エネルギー、省エネルギー化による二酸化炭素排出量の削減を図るため、実施するものであるとありますが、省エネルギー化による二酸化炭素排出量の削減とはこれどういったことでしょうか。説明していただけますか。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

ここで言うエネルギー削減化につきましては、主な機器を更新改造することによりまして、消費電力削減とか焼却能力を回復させ、CO₂排出量を削減するものでございます。

○(村上 和彦 副町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和彦 副町長) はい。

すいません。回答が前後してしまうんですけど最初のほうの質問のクリーンセンターの入札関係のことについてお答えをさせていただきます。

本日工事請負契約が出てる関係もございまして、そちらのほうでの審議ということもありましたが、ここで質問が出ましたのでちょっと回答をさせていただきます。

まず、業者選定についてですが、これは当然上島町に入札参加資格願というのを出している業者というのは1番最初の前提となります。その中で、清掃施設の工事に関する資格等を持っている業者、まずそのあとになります。そのあと今回の件に関しましては令和5年度にですね、上島町クリーンセンター基幹的設備工事改良工事に係る発注支援業務についてという委託のもとになるような業務がございまして、それに参考見積りで参加していただいた業者を選んでおります。さらに、町内のクリーンセンターの関連工事に実績のある業者ということで今回この3社を選ばせていただいたというところでございます。

それから入札結果につきまして2社が辞退したということでございますが、ルール上1

社となっても問題はないものと認識しております。

それから、今回は指名競争入札でしたが、総合評価落札方式ということもあわせて行っております。これは建設業者の技術的能力、価格だけでなくですね、能力があるかどうかということ審査するということで価格と品質の二つの基準で落札業者を選定しているということから問題ないものと認識しております。

以上です。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

私の質問はもう三つ済みしましたので、もう、ちょっと今の回答についての意見を述べますね。よろしいですか。

○(前田 省二 議長) はい。

○(7番・池本 光章 議員)

省エネルギー化により二酸化炭素排出の削減、さっぱり意味が分からんようなことであれ、電力の削減とか、そういったことにどのくらい削減できるのか、基の資料は、見してくれないことには、分からないじゃないですか。今これだけ二酸化炭素出しますよ。これだけダイオキシンの出ますよ。有害物質これだけ出ますよ現時点で、改造をしたら、このくらい抑えられますと、基の資料あるはずですよ。なぜそれを提示していただいて説明してもらえないのか。全てに置いてそうなんです、ノリ工場にしてもそうです。図面がもう入札が、にかかる時点において出します。後先顛末じゃないですかこれ。1番最初の時点で図面も要望書も出していただいて、住民の皆さん、議員私たちに説明するのはこれ、本当に当たり前のことじゃないですか。何でそういった手順を踏まないんですか。私は孫とよく食事なんかしたりしますけどね。孫の顔を見るたびにいつも思いますよ。どんどんどんどん環境変化、異常現象、これ全部全て私たち人間のやってきた仕業ですよ。こういった環境に取り組むという姿勢はですね、都会ではなかなか難しいんですよ。この上島町ぐらいの規模から取りかかるのが、1番取りかかりやすい。いろんなことができる。何回も申し上げますが、混ぜればゴミ、分ければ資源、たったこれだけ簡単なことをね、徹底してやればかなり変わっていくんです。多目的グラウンドの休憩所の件ですけど、恐らく、つくらないんでしょうね。300万円近い設計委託業務料、これどうなるんですか。どうもこの話は個人レベルの事業計画ではなかったのかなというのが私の感想です。全ての計画において、計画性とかそういったものがあって、物事は起きてきているのだと思います。将来に向かっての展望もその中にちゃんとうたわれてるはずなんです。そういった説明を真っ先に示していただいて、上島町の方角性をね、その中から、住民の皆様に説明していただくようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

(池本 光章 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、池本光章議員の質問を終わります。

○(前田 省二 議長)

一般質問の途中でございますけども、ここで10分間休憩を取ります。

再開は、10時 15 分といたします。
それでは、休憩に入ってください。

(休憩 10時 05 分 ～ 10時 15 分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。
引き続いて、一般質問を行います。
次は続いて、濱田議員の質問を許可いたします。濱田議員。
(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(10 番・濱田 高嘉 議員)

それでは、議席番号 10 番、濱田高嘉です。

本日の一般質問は、昨年の 9 月議会でも質問いたしました上島町道の駅構想の進捗状況等について、改めて質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

道の駅は 1993 年、平成 5 年に制度化され、24 時間無料で利用できる駐車場やトイレ、道路や観光の情報提供、地域振興の施設を備えていることを要件で、自治体や民間の申請を受けて国が登録許可すると承知しております。全国には、1,213 の駅があり、愛媛県内には、東予地区には 8 駅、中予地区には 6 駅、南予地区には 15 駅、計 29 駅が存在し、そのうち、設置時における市町直営が 26 駅、民間が 3 駅と承知していますが、現在は、大幅に変わっております経営状態が、経営本体が、変わっております。そういう中で、道の駅に整備、道の駅整備に関して、昨年の 9 月議会でも一般質問を行っていますが、改めて、2 問の質問をいたしたいと考えております。

1 問目は、上島町ゆめしま海道道の駅構想については、令和 4 年 4 月 26 日に開催した上島町議会臨時会において、現在、プロジェクトチームで協議をしているとの報告があり、同年 9 月 2 日に全員協議会の報告でも、ポテンシャルの有無を見定めた上で、整備箇所・整備の主要・施設の使用・事業内容等を検討する必要があると報告され、その後、委員 26 名で構成する道の駅検討協議会が設置され、令和 5 年 7 月、同年 10 月、令和 6 年 3 月と 3 回の検討協議会が開催され協議を行った、協議を行いましたが、具体的な結論が得られず、令和 6 年度にこの案件を持ち越すに至った大きな理由は、理由について、御答弁をお願いしたいと思います。お願いしたいと思います。

2 問目も思い続けていいですか。2 問目が、昨年 9 月議会では、現状の物理的なポテンシャルでは商業的経営的に需要見込みが不足と認識しているという答弁があり、道の駅第 3 ステージとして商業的観点だけではなく、防災・子育て等の世代が集まる地域センターとしての目的もあり、商売の収支だけで検討している案件ではないとの答弁もありましたが、よく私には理解できません。道の駅を整備する前提条件の一つに単独で黒字経営です。黒字見込みがない施設整備については同意できません。御見解をお聞かせいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○(村上 和彦 副町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和彦 副町長) はい。

(村上 和彦 副町長、登壇)

○(村上 和彦 副町長)

濱田高嘉議員にお答えいたします。

一つ目の質問の検討協議会の具体的な結論が得られず、令和6年度にこの案件を持ち越すに至った大きな理由についてですが、これまでの3回の検討協議会では、協議会としての方向性をまとめることができなかったことから令和6年度に持ち越したものです。令和5年度に設置した上島町ゆめしま海道道の駅検討協議会については、第1回協議会では、道の駅構想や国の制度等の確認とポテンシャル調査結果を共有し、アンケート調査を実施することを確認いたしました。

第2回協議会では、アンケート調査結果の共有と道の駅視察を実施することを確認しました。

そして、第3回協議会では、道の駅視察の情報を共有し、ポテンシャル調査、アンケート調査、道の駅視察結果をもとに道の駅構想の方向性について、御意見をいただきましたが、協議会としての方向性を一本化することは難しいと判断したため、令和6年度に全委員の意見をお聞きし、その意見を協議会としての答申書としてまとめ、町長へ答申することを確認しました。

二つ目の質問の黒字見込みがない施設整備には同意できません。御見解をお聞かせくださいについてですが、ポテンシャル調査による会計診断によると商業的・経営的に需要見込みが不足することが予測される結果となりましたが、今、国が推進する道の駅第3ステージとしての機能である防災・子育て等のあらゆる世代が集まり活躍する地域センターとして整備することで、上島町の課題を解決し、新しい魅力を創出する拠点となる可能性もあるものと考えております。広報かみじま3月号でも本構想についてお知らせしましたが、本町にふさわしい拠点とはどういうものか、道の駅設置が適切かどうか、御意見をお聞きしながら、最終的な方向性を出したいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

(村上 和彦 副町長、降壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

今、副町長から、これまでの経緯から結論が出なかったというお答えをいただきました。

私は、令和5年度に開かれました3回の検討協議会、最初は参加傍聴できませんでしたけど、2回目3回目は傍聴させていただきました。非常に会長をはじめ、皆さんは御苦労されてるというのが第1印象です。どこをターゲットにして、どこを焦点に合わせて協議すればいいのか。これが非常に難しい。分かりやすい言葉で言うと26名の方々に丸投げはどうでしょうかというような、極論ですよ、そういうふうな投げかけでは、26名の方もどのような内容で検討し、あるいは答えを出していくのか。その辺が1番御苦労はあったん

ではなかろうかと思ひますし、会を仕切った会長である副町長も御苦勞があつたところのよう
に推察しております。私は、結論から言ひますとね、道の駅というイメージ、皆さんが
いただてるイメージとしては、この本町には向かないといひますか、コンサルが結論を出
してますように難しいという状況で、どうやってこの道の駅を構築し、利用し、あるいは
町民に喜ばれながら建物なり施設を維持し管理していくかということが大きな課題ではな
かろうかと、このように考えるものですが、やはり余りにもね、幅が広いといひます
か、漠然とした投げかけではですね、判断しにくいというのが実情じゃないかところの
に思ひます。そういう中で、やはり簡単に言ひますと行政が丸投げして責任を逃れるため
の方策かというような受け取り方もできるんです。委員会の 26 名の方々が決めたんだから
やるんだ。反対したからやめたんだというようなふうに受け取られてもおかしくないよう
な会場の雰囲気でございます。それは私だけでなく、同席した傍聴者も同じような意見だ
と思ひますけども、やはりやるならやるで、はっきりと具体的な絵面なり、どこにどうし
て、どの程度の中身はどのような内容で、商売したら幾らぐらいの売上げで、何とか回り
ますよというぐらいのことが見えてこないと賛成であれ、反対であれ、判断がつかない。
非常に委員の方々は、特に各種団体の長、それから各地区の長、それから議員も数名参加
させていただいております。そういう中で、答えを出すということはですね、非常に難し
いというのが、傍聴して感じることであります。私は道の駅といつてですね、もう、今、
先ほど言ひましたように、1,213 ですか、全国にあつて、平成 5 年ですか、にこの制度がで
きて、もう 31 年ですよ。31 年たった事業、これをまたね、この上島町に持ってきてやる
というのはですね、もう時代錯誤といひるか、時代遅れつていひますか、本当にそれでいい
んですかと、箱物をつくつて同じようなメニューで同じような内容で営業することがいい
んですかという、そういう疑問を持ちます。そこで、第三セクター第三セクター、第 3 ステ
ージですか、第 3 ステージという名前がひとり歩きして、ここにも言ひましたように、防
災あるいは子育て、これに第 3 ステージとしてこれを充てると。中にねえ 3、4 人ぐらい
ですね、もう第 3 ステージを備えつけば、うまく回りますというふうに誤解を取つて、
考へてる方もいらっしゃいます。何かバラ色の話が舞い込んでいるというような感じで、
余りにも議会も傍聴してないのか、非常に疑わしい。第 3 ステージがあるからいいんじ
ゃないのとかこういう発言もある。そうじゃないですよ。第 3 ステージは少なくとも第 1 ステ
ージ、第 2 ステージで黒字で第 3 ステージを賄うとなら理解できますけども、学校の寮と
同じように、また税金をつぎ込んでやるんですか。先ほど言ひましたように県内にも 29 の
駅がありますが、先ほど言ひましたようにほとんどが市とか町が自営でやつてました。オ
ープン当時は 3 社だけが民間というふう聞いております。ところが、4 年ほどたつとほ
とんどが、第三セクターあるいは指定管理者に移行して経費の削減を図つて、なおかつ、
行政の直営のところはお金を払つてまで運営しているのが現状であります。そういう現状で
す。

それから、簡単に言ひますと道の駅には 20 万とか 30 万、年間ですね、来る客がいると
いうことも、これは資料にも書かれております。しかし、年間 20 万 30 万来ても名前は言
ひませんけども 200 万から 300 万、行政が追い銭をしてるということなんですよ。ところ
が、果たしてこの上島町に施設をつくつたら、令和 4 年度でざっくりですけども、観光客

といえますか、来島者といえますか、表現はいろいろあるでしょうけども、年間 15 万人、これが実態です。令和 5 年度も 15 万 7,000 人、年間にすると 3,500 人ぐらい増えてますけども 20 万減ってるんですよ。他の道の駅は 20 万 30 万、そのサービス、その道の駅でカウントしてるんですよ。でも赤字と。こういうことをきちっと認識していただくとおのずと道の駅が必要かどうかというふうに考える次第であります。どうしても私はですね、道の駅という名称にこだわり、なおかつ道の駅が持つ商業的な観点から道の駅に看板かけたいというのであれば、やはりかけるんならですね、既存の施設を再利用じゃなくて、再生するために、その施設を道の駅にブラッシュアップして、道の駅を設けるという方法もあろうかと思います。1 例で恐縮ですけどもフェスパ、ここもやはり町の核として、あるいはコアとして、鳴り物入りでオープンし、繁盛をしてきました。ところが、10 年も経過しますと、どの商売もそうですけども 10 年で儲けなければもう先はないですよ。そのように私は判断していますし、私の 40 年間の商売の経験からいって、してですね、そのような結論を出してます。町長今ニヤッと笑いましたけども、町長も商売されたと思いますけども、お分かりになると思いますけども、今までの話の中で、何か町長なり副町長なり、お気づきの点があればお聞きしていたしたいと思いますので、御答弁をお願いしたいと思いますけど。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

質問が長文にわたるのでどこから答えていいかちょっとよく分からないですけども、まず、これ協議、委員会かな(「協議会」副町長の声あり)協議会で協議していただいているというのは事実でございまして、これが何かというまた町長がですね、これをやりたいから予算化しろ、これをできるようにしろと言ったら、また逆に大きな批判を招きます。でございますから広く町民の皆さんに御意見をいただいて、この計画を進めてもいいでしょうか、駄目でしょうかというための協議会でございますから、この協議会を否定されるとなかなか難しい。物事前に向いていかない。独断でやっても、やっていいというなら、お任せ願いたいと思いますが、私は、私の考えと情報、国や県からの情報ありますが、独断でやるのは適切ではないということから協議会にお任せしているところでございます。

そして、うん、道の駅というのは何度も御説明していますとおり財源の話でございまして、道の駅という制度を使うと国や県からの財源が多く獲得できる。上島町からの支出が少なくできるというから道の駅という名前を使っているだけでありまして、別に商業施設をつくりたいという内容ではありません。副町長のお答えありましたように、地域センター、地域の皆様が集めるような集まれるような施設にしたかどうかということでございます。要は、子どもが、雨が降ったら遊ぶところがない。学校が終わったら集まれるところがない。

そして、お年寄りがゆっくりお茶を飲めるところがない。本を読める図書館がない。公園がないという中で、この道の駅という財源を使ってこういうことができますよという情報提供でございます。

最後に同じことを申し上げますが、決して道の駅を絶対つくるという方向で進めている

わけではございません。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) はい。

協議会を否定しているものじゃないです。だから非常にね 26 名の方は御苦労されてると思いますし、よく理解しております。やはり道の駅ができて、もう 31 年たっててね、新しいアイテムじゃないんですよ。今ね、道の駅が最新できた一つの例として、一切箱物をつくってなくて道の駅ができてるんですよ。これは令和 3 年に 3 月 28 日にオープンした道の駅山陽道やかげ宿。これは旧山陽道の宿場町であります矢掛町。ここが、国道 486 号線にあるところなんですけど、ここは宿場町で、昔の宿場はそのまま残ってるって言っても過言でないように、多少、宿場街の通りをね、手を入れて、本陣もあり、仮本陣もありというような状況の中で、施設の中には、物産の販売とか飲食店等々は新規に設けておりません。宿場町通りにそれらしい食堂とか土産物は残っていますけれども、そこが 1 番新しい形で道の駅という形で、国の認可を得て、非常に今、脚光を浴びてるというように聞いております。そのように、もう箱物をつくって皆さんがイメージするような道の駅は時代遅れと言っても過言ではない。それからもっと言うと、新しい今年の 2 月 26 日ですか、22 日にオープンした、これは大手の N T T、N T T 東日本グループがつくった道の駅ですが、これはまたどうして道の駅となのれるかどうか分かりませんが、正式にはですね、このような名前ですね「道の駅公式オンラインショッピングサイト道の駅マルシェ」という名前でオープンしてます。取りあえずここはどういうことかといいますと、当初は、50 の駅から約 100 品目を集めて、これを販売していくと。最終的には 300 駅の商品、有名な商品を集めて 1,000 品まで 1,000 の商品まで上げて営業していくというようにネットでも道の駅の機能をやる。また国も認可してるということです。そういうような形で、私は先ほど言いましたようにフェスパは、あのままでは、今のままでは自営になりますので、道の駅という名前ですね、あの本体をブラッシングアップして何とか活用し、道の駅が持つ商業的ブランドで再生ができないかと。またそれに知恵を注ぐのは、いいことではないかと。それはフェスパもプラスになりますし、道の駅としても十分機能すれば、多くの方々に利用されるんじゃないかと、このように考えている次第です。やはり我々もそうですけども、商売はもうやっぱり方向転換というか、マインドを変えなければもう駄目ですよ。従来の行政が持ってるノウハウだけでは、無理、能力あるんじゃないですよ。感性の問題ですから、その辺のことを皆さんで協議しながら、何とかフェスパの再生に向けての道の駅というのであれば、皆さんも何だか知恵を出したりするのではなかろうかと思いますし、その可能性もあるのではなかろうかと思います。いろいろハンディキャップあります。でも今言いましたように宿場町が、道の駅として通用するのであればフェスパが通用しないということもない。

また、通信販売、ネット販売でも道の駅として登録ができて、商品が売れると売ってるという状況を考えたらフェスパをもう一度再生のための知恵を出して、皆さんで考えたらいかがかと思います。一応そういう状況にあります。

また、N T T の会社のネットの道の駅、それから、先ほど言いましたように山陽道のや

かげの宿^{やど}というやかげの宿^{しゆく}ですね、ここもネットで開いてみたら分かると思いますので、ぜひですね、もう第3ステージなんていうことじゃなくて、もう第1ステージ・第2ステージももうある。町が所有する施設を再生するために道の駅を構える、あるいはそれに組み込む。何とかフェスパと共々、商売がうまくいくように考えられないものかとかのよう
に考えております。最後に長くなりますけども、そういう観点で道の駅をですね、改めて
皆さんが抱えている建屋があつて、トイレがあつて、レストランがあつて、土産物屋があ
つて、というような道の駅はもう時代遅れ。またそれだけの客がここには来ません。そう
でしょ、コンサルがもうあれがポテンシャルがないというふうに断言してるし、それを何
とか生かすんだったら既存の施設を再生するためにフェスパと道の駅を合体して、何か形の
いい絵面をかけないかと私は、強制じゃないですよ、一つのアイディアとして申し上げて
るんで、ぜひその辺は考えていただければ非常に皆さんもフェスパも町民も期待もし、な
おかつ協力もしていくんじゃないかなろうかと思っておりますので、最後に町長の御見解をお聞きし
て私の質問を終わります。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

後半に関しては、道の駅とフェスパの絡みの御意見だったと思っておりますけれども、まず、
道の駅とフェスパは切り離すべきだと思っております。それと人それぞれに経営感覚があ
りますし、概念がありますし、考え方が違います。私が今感じているのは、私がいない4
年間でフェスパ当時の経営陣、あるいは議会の同意によってフェスパを改造し、いじりま
わり、経営を変え、その結果が大赤字でございました。御案内のようにコロナのせいにし
ますけれどコロナが発生したのは、令和2年の2月からでございます。それまでに、大赤
字1億以上のお金をフェスパにつぎ込んだ。それも議会が同意したということでございま
すので、それぞれのお考えはあるとは思いますが、その考えが全て正しいとは私は思っ
ておりません。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員、最後です。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

最後にいたします。もうそういうね、罪のなすり合いはやめていただきたい。私は、フ
ェスパを売却するという話も大方出てましたけどもせっかくつくったものをね、売却す
るってそれはないでしょうということで残したというのが実態であります。本当にね売却
するか残すかっていう拮抗してましたよ。議会で、でもね、借金残って売却できますか、
買う人いますか、というようなことで、やはりね、もう前政権が前政権がというようじゃね、
もう時代もね、変わってますし、言ったところで詮ない話でしょう。言え言えほど町長
の品格が落ちますよ。その点、宮脇さんは、前町長の事はそういう言い方はしませんでし
た。これは全然話が違う話ですので、改めて通常の皆さんが考えているような道の駅をつ
くるということであれば、私は反対です。どのような結論が出るか分かりませんが、
あえて税金を投入する。つくったがいいわ、また、金を税金から補填していかなきゃいけ

ないというような形は、この上島町の財政的見地から見ても、あるべき姿じゃないこう
思っておりますので、道の駅建設は反対ということで、私の質問を終わります。

(濱田 高嘉 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、濱田議員の質問を終わります。

続いて、大西議員の質問を許可いたします。

(大西 幸江 議員、登壇)

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

議席番号8番、大西幸江です。

今日は、質問を二つさせていただこうと思っております。

それでは一つ目なんですけれども、公共交通対策を急げという題です。

よろしくお願いします。

今年の4月から芸予汽船が4便になり、今治方面に出かけることが大変難しくなってきました。頼みの綱はバスということになると思いますが、ダイヤの見直しもなく住民の方からは公共交通に関して不満の声を多く伺います。この2年以上バスのダイヤは変わることなく芸予汽船が4便になったにもかかわらず、今治方面への対策はなされていません。

また、土曜日の午後、日祭日には全くバスがないのは、住民の移動の自由を奪うものであると考えます。上島町は、離島で交通手段は限られており、多くの住民の方が移動の自由を奪われたことを不安に思っています。いつ免許を返納するのか。返納したらどうしたらいいのか。住民の悩みは尽きません。ですが、運行しているバスを見れば、常に乗車しているのは僅か、誰も乗っていないバスを見るにつけ、自分たちが免許を返納するまでバスは走っているだろうかとバスへの不安が募るばかりです。さらに、今までの町の答弁では、芸予汽船が4便になったときにも特に対策は考えておらず、免許返納者や免許を持たない方々への移動に対する対策も特に行われてはおりません。昨年65歳以上の方に行われたデマンド交通のアンケートは、まだ芸予汽船が7便の頃のもので、状況は既に変わっており、さらに移動に困っている人が増えています。

そこで質問します。

来年8月にはデマンド交通がスタートすることが決まっていますが、それだけで十分ということにはならないと思います。デマンド交通以外で町として公共交通に関する対策はどのようなものを考えているのか、計画をお示してください。

よろしくお願いします。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

(杉田 和房 総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

大西議員の質問にお答えいたします。

デマンド交通については、多様化する利用者のニーズにこたえ、より効率的な運行を可能とする交通システムでありA Iシステムの導入費や車両購入費、単年度の運営コスト等

について、国のデジタル田園都市国家構想交付金を有効活用し、現時点において、最短のスケジュールで最も財政支援が有利な令和7年8月の事業スタートを目標とし、協議を進めています。その内容は、住民バス利用者の皆様と意見交換を図り、地域交通会議における検討を重ねながら本町の地域特性に応じた、より自由度の高い運行を実現することであり、交通利便性の向上、交通弱者となる方々の生活の足となる移動手段の確保につなげるのが目的です。同時に地域公共交通に関して、本町が抱えている現状と課題を把握し、利用状況等の分析を踏まえた上で、4月から一部地域で導入されているライドシェアやAIを活用した自動運転など、新たな交通形態や新技術の導入も含め、今後の上島町全体の公共交通がどうあるべきかについても検討を進めていく予定です。今後も社会情勢の変化に伴い、福祉や介護分野とも連携を図りながら、その変化に柔軟に対応していかなければならないと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

〇(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

〇(前田 省二 議長) はい、大西議員。

〇(8番・大西 幸江 議員) はい。

今までの答弁を集約したような答弁をしていただいております。よくまとまっていたと思います。デマンド交通に関しては以前も御説明いただいたとおりで、AIを入れて、補助金も活用して8月からやはりスタートすると。予算のほうでは、確か専門家を入れて、今話合いにつくところぐらいですかね、確か説明的には。この中で、先ほど出てきました地域交通体系の協議会でしたかね、審議会でしたかね、ちょっと忘れちゃったけども、そこで、相談をしながら地域の方の声を聞いていって、さらに利用しやすいものにしていくというお話でよろしかったですか。この地域の交通体系の審議会だったかと思うんですけども、その中の委員さんは確か5名ぐらいだったですかね。何回か傍聴させていただいたんですけども、もうちょっと多かったか。区長さんとかも確か参加されましたね。だからもうちょっと多かったですね、すいません、はい。確か最初よりは確か人数が増えたんで7人ぐらいだったかな、何かもうちょっと増えてましたね。その中でですね、実際車の免許を持ってない方が参加してないんですよ。なので、区長さんとか皆さんの意見を集約する立場の方をお呼びしていただいているんですけども、実際、バスを利用していない人ばかりでここを話し合ってもやっぱりなかなか難しいと思うんですよ。なのでぜひこの協議会のほうですね、またこれから開かれると思うので、バスを本当に利用する高齢者、免許を返納した高齢者、もしくは通学に使っているお子さん、何かに声を取っていただけると非常にいいのかなと思うのと問題はですね、ここに行くまでなんです。これからまだ8月っていうとあと1年あるんですよ。1年間ずっとみんなまだ困った状態なんです。この間4月の確かホームページだと15日付けだったかなと思うんですけど、アンケート結果が公表されておりました。それを見ると回答率もすごく高くて皆さん関心が高いんだなということはよく分かったんですけども50%の回答があって、その中のかなりの方が、交通には不安を抱えていると。実際に困っていると回答している方も2割か3割いらっしゃいましたね。この状況を踏まえると8月にやるからいいんだと。ライド

シェアなんかも検討していくんだっていうのは、まだまだ全部これからじゃないですか。これからの展望はいいですよよく分かったんです。そうじゃなくて、今からそこに行くまで、じゃどうするのか。前もお伺いしたと思うんです。芸予汽船なくなります。4便になりました、ほかに何か手だてをするんですか。芸予が4便になって、やっぱり皆さん困ってるんですよ。ちょうどいいバスの便がない。当然船でいったらすごい待たなくちゃいけないから行けない。免許の更新も困る。そしたら、誰かに頼んだり、子どもたちに会社を休ませて連れていってもらったり、そういうことをやってるんですね。だから、その1年間を何か補完する展望を見せていただきたいんですけれども、他にお考えがありますでしょうか。

○(田房 良和 公営事業課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房公営事業課長。

○(田房 良和 公営事業課長) はい。

バスのダイヤ等はですね、航路等の接続等も考慮しまして、ダイヤを設定しているところでございます。様々な航路がありましてですね、1航路ダイヤが変更になるという今回ございましたがですね。なかなか全体を見直すことは簡単ではないというところでございます。全ての航路に合わせることはですね、現実的に難しいところもあります。今後ですね限られた人材とか車両とか経費の中で運行を行っているところでございますが、来年始まる予定のデマンド交通の運行も踏まえてですね、ダイヤの再編等を検討必要があると考えております。近々ですね、対応にございますが、今、デマンド交通に向けて準備をしているところでございますが、他に例えば今治へ行く場合とかですね、そういうこともですね、他の民間の航路とのつながりでですね、何とか接続をしながらですね、使ってもらうのが現状だと考えております。その辺もですね、こちらに相談いただけましたらですね、航路の接続の方法とかですね、そういうこういう行き方もあるよとか、そういう相談に乗ってですね、住民の助けになればと、それまでは、やっていきたいなと今考えているところでございます。

以上です。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

丁寧ね、相談に乗っていただけるっていうことで、ちょっともう丁寧過ぎてどうしようかと思いましたが、そういう気持ちは私も大事だと思います。なので、ぜひそれは保持して、公共交通のダイヤ等にも反映させていただきたいんですけれども、今全体を見直すことは難しいっておっしゃったんですね。実際に芸予が4便になったことをすぐに5便に変えたり7便に変えたり当然できないこと分かりますし、バスの運行ダイヤもいきなり全部動かすなんていうことは当然できないと思います。でもですね、皆さん実態を多分バスの運転士さんなんかからもお伺いしてることもあるんじゃないかと思うんです。いろんなお客様からのクレームなんかは、運転手さんも吸い上げて課のほうに報告してますという話を前聞いたことがあるので、多分そういうことをやってるんだと思うんですよ。で何が言いたいかっていうとね。バスが確かつきました。そしたら船が出るんです。逆に船に

乗って帰りました。目の前でバスが出るんです。これどうですか。ということはほんの1分か2分でしょう。この1分か2分が本当に変えられないのかなっていうとそうじゃないんです。なぜかというバスは時々どっかによって時間待ちをしています。あれ、何か調整したらうまくいくかなあって思うじゃないですか。それとかね、例えば、私大分前には要望しましたが、危険だからできませんと言われましたけど、お年寄りの手を挙げてフリーバス停ですよね。乗せてくれるっていうことも今までやって、なぜ急にできなくなって危険なのかよく分からないんですよ。お年寄りもそれは言ってます。でね、乗ってる人が、私に教えてくれたんです。お年寄りが気の毒だと。どういうことがあったかっていうとお年寄りはやっぱり自分の近くで乗りたいし、一生懸命行っても間に合わないときもあるんですよ。そうするとやっぱり手を挙げて乗せてもらうそうです。運転手さん優しいんです。止まって乗せてくれるんです。だけど必ず注意されるんです。注意する、しないといけませんよね。そうしなきゃいけませんって言われてるから。ここで乗っちゃ駄目ですよ、次から気をつけてください。重い荷物を持ってる。それもみんな親切なんです。降ろしてくれるんです。でもそのあとお年寄りは、腰が痛い、足が痛い、だから帰るのにものすごい時間がかかると。そしたら、今までどおり1番近いところで、別に家の前まで行ってくれって言うんじゃないんですよ。近いところで降ろしてくれたら、そこから移動しやすいと。これだけ改善してくれるだけでも多分バスはすごい利用しやすくなるんですよ。そういうお考えは課長ないですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、フリーバス停については前回、担当者がお答えしたとおりでなかなか難しい。

危険性が伴う、急に止まったり、予期せぬところで発進したり、いろいろございますので、それは担当課の言うとおりでございます。ただ、私が今、担当課に指示というか、お願いをしているのは、フリーバス停とは言わないけれど頻繁に使う方、定期的に使う方についてはもう少し、バス停の位置、あるいは、バス停じゃない場所を考えて臨機応変にできないかということを提案をしているところでございます。でもこれも、みんながみんなやるととんでもないことになりますので、その辺もどれぐらいの頻度で使うとか条件とかで、他の人が何であの人だけあの人家の近くに止めるの、何であの地域だけあそこに止めるのという苦情が出ますので、そういった苦情が出ないような条件をしっかりと検討してやれることができないかというふうに担当課に指示をしております。

○(前田 省二 議長)

職員の方、答弁ありますか。

○(田房 良和 公営事業課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房公営事業課長。

○(田房 良和 公営事業課長) はい。

フリーバス停については先ほど町長が、回答されたとおりでございます。

あと、運転手、本町の運転手、非常におっしゃるとおり優しくですね、丁寧な運転をしていると思います。で、住民の意見もですね、聞いたら、こちらのほうに伝えていただいて

いるところでございます。そういう意見がありましたらですね。ネットワーク先ほどおっしゃってましたネットワーク会議等にもかけらしまして、これまでもですね、フリーバス停の位置の変更とかですね、バス停の追加等要望等ありましたら新設したりしているところでございます。そういうですね、利用者の意見をこれからも吸い上げてですね、いろいろななかバスの再編等は難しいと思いますけど公共交通ネットワーク会議とかにかけさせていただいてですね、できる限りのことはしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

すいません、ちょっと1点お伝えするの忘れてしまいました。

今のバスの時間割というのは、岩城橋ができた後の計画でございますので、岩城橋が完成したらどういうバスの走り方をさせたらいいかというのを担当課が十分に審議した結果、運転手さんとも審議した結果でございますのでその辺御了解いただきたいと思っております。変わったことは残念ながら7便が4便になった快速船であります、これについてはまた、4月から変わりましたので先ほど担当課長が申し上げたように、その事実に基づいて環境変化に応じてしっかりと検討していくべきだと思います。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

そうですね、苦情が出るってということなんですけれども、誰か1人に特別にしたりとか、基準を設けてやってやるとやっぱり苦情は出ますよ。だって分からないですから皆さん。だからみんなにしてくれたらいいんです。だってずっとやってたんですから。おかしいでしょう。やってたのに急に何で危険になるんですか。運転手さんの運転はすごく安全運転ですよ。止まるときだって指示器を出して、しかも早めに出して、きちんと対応してくださってます。それなのに何か急に危険になったみたいな話をされるんですけど、それおかしくないですか。誰かだけを本当に基準を決めて、この人はよくてこの人は悪いって言ったら、たまたまバスに乗った人は、何であの人だけってなるに決まってるじゃないですか。今、バスに苦情がないんじゃないんです、苦情もだからみんな思ってるし、言ってるんです。立石の船に乗って、目の前でバスが出た。そしたら2時間待たにやいかんかった。逆にバスに乗って着いた。船そこにおる、走れん足が痛いから、そしたら船が出ちゃった。困ってるんですよ既に。アンケートでも困ってるって出てたでしょ。それなのに改善を1ミリもしない、そういう言い方したらまた怒られますね。改善を余りする気がない。岩城橋がかかって、もう2年です。だから2年この運行表でやってるんですよ。大きく時刻は変わってないはずですよ。止まるバス停も少し増えたりもしましたけど、でもそんなに大きく何も変わってないはずですよ。電話で予約してくださいっていうバスの通ridorの方たちは私だけのためにバスはよう呼ばんていいよありました。そういう気持ちになるんですよ。そういう不自由をしている人たち、困っている人たちを助けるのが行政の役目でしょう。8月になったら便利になるから、それまで我慢せいでっていうのが行政じゃないじゃないで

すか。ほんのちょっとです、時間をいじるのは。今だって間に合わなかったら止めて乗せてるんです。大変だと思ったら1番近くで止めてあげてるんですよ。そういう実態があるんだからそれに合わせるようにしてくださいって言うてるだけです。そんな難しいことじゃないありません。芸予が4便になったのを7便にしてくださいって言ったら難しいですよ。こういう少しのほんの少しの改善でよくなることがあるんです。これをさっきの課長の答弁のように相談にまで乗ってくれるっていうんだから、少し変えてくれたらいいんですよ。もう一度答弁お願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

課長が申し上げたように、なかなかその協議会ではしっかりと協議をしていただいていると思います。ただ、大西議員のところに来る情報というのが100%担当課にも上がっていないというような状況でございますので、個別の案件に関してはなかなかお答えしづらい。でございますから、個別の要望問題があれば、ぜひ担当課のほうにお知らせいただきますようお願いいたします。

○(前田 省二 議長) 1問目最後で。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

○(前田 省二 議長) 続いて2問目してください。

○(8番・大西 幸江 議員) はい、はい。いいですか。

○(前田 省二 議長) はい、どうぞ。大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

そうしましたら、私が、住民の方にお伺いに行くので課長同行していただけますか。

どれぐらいいるか、分かると思うので、ぜひお願いします。

以上です。

○(前田 省二 議長) それでは、2問目、お願いします。はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

2問目にいきます。2問目は、住民の望む選挙公報と政見放送をということです。

3月議会において選挙公報について質問させていただきました。その中で、選挙期間が短く時間がないことと、供託金制度が始まり、選挙ビラも作成して配布できることから、次の選挙まで様子を見るという答弁でした。ですが、選挙公報というのは、選挙を執行する選挙管理委員会の都合や行政の都合、立候補者の都合で行うものではなく、1番に有権者の方々のために行うという観点から上島町議会として、5月27日付けで選挙管理委員会に選挙公報を発行してほしい旨の要望書を提出いたしました。その要望書は、6月3日に行われる選挙管理委員会で話し合われるということでしたので傍聴を申込みましたが、傍聴の許可は出ませんでした。

そして、選挙公報は前回の答弁どおり発行しないという回答を議会事務局からいただきました。そもそも選挙管理委員会は、公に任命された方が役職についており、非常勤の特別公務員です。その方々が行う会議は議員と同じ種類だと思います。さらに言えば、選挙に関して話し合うのに守秘義務と言えるような個人情報が含まれているとは思えず、傍聴

できないということに疑問を覚えずにはられません。今まで、会議録が公表されたこともないことを考えると本来公正な選挙を行うはずの委員会がブラックボックスで決められてしまうということは問題だと感じます。

そこで質問します。

地方自治体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律で、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要とされています。この法律は、令和3年に強化されており、地方公共団体は必要な施策を講ずるものとされています。選挙公報の発行は、この環境整備にもなり、ケーブルテレビでの政見放送と同等に住民から求められている方法です。上島町では、特に立候補や議員活動のしやすさを改善するような施策が行われているという実感はありません。ぜひ住民の望む選挙公報とケーブルテレビでの政見放送を行っていただければと思いますが、御見解をお示してください。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

(杉田 和房 総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長) はい。

大西議員にお答えします。

今回の御質問につきましては、理事者側が権限を持つ案件ではございませんので、選挙管理委員会書記長の立場で回答いたします。選挙公報につきましては、6月3日開催の選挙管理委員会において再度検討課題として、各委員に協議していただきましたが、3月議会の一般質問での答弁と同じ協議結果となり、上島町議会議長宛てに、今回の選挙では見送る旨を回答したのは御案内のとおりです。その理由は、3月選挙管理委員会での見解どおり、ビラの配布が解禁となって最初の選挙となること。また、前回の同選挙の結果から見ても、期日前投票期間4日間のうち、選挙公報をお届けできる日までに40%以上が投票済みであったこと。選挙公報を作成したとしても日程的に全世帯に配布できず、新聞折り込みにより配布したとしても、40%程度の世帯にしかお届けできないことなどからです。したがって、今後、ビラの作成状況効果などを検証して、次回以降の選挙での選挙公報発行の検討を進めることが決まった旨も回答書で説明しております。政見放送につきましては、公職選挙法第150条に規定されているとおり、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事の選挙に限られており、同法第151条の5、選挙運動放送の制限において、何人もこの法律に規定する場合を除くほか、放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備、その他の有線電気通信設備を含む。）を使用して、選挙運動のために放送し又は放送させることはできないとされているため、町長・町議会議員選挙において、CATVに限らず、政見放送することはできません。

以上です。

よろしく願いいたします。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

先ほど御答弁頂いたとおりで、一応このような形でね、（大西議員、要望書提示）議会からは、選挙公報についての要望書ということで、必要な必要なのかということをして5点書かせていただいて、回答が6月の11日に上島町選挙管理委員会の委員長有吉様から、先ほど、杉田部長から答弁のあったとおり、ビラの作成状況などを検証しつつ、次回以降の選挙での選挙公報をとということで、ここに回答いただいております。ですがね、実際、上島町の議会で、皆さんからの住民からの意見をいただく御意見箱にこれだけの方が選挙放送や政見放送をしてほしいって言うことを言っていたらいいですよ。（大西議員、御意見箱に入っていた用紙を提示）ここにね、意見をいただくっていうのは正直よっぽどなんですね。結構ね、入ってない月も多いんです。だけど3月に選挙公報の話をして以降、ワトスンにも入っていた用紙（大西議員、ワトスン提示）これね政見放送をって書いてあるので、できないというふうにおっしゃってましたけど、ワトスンにも政見放送の準備をしてくれみたいな話を書いてあるんです。こういうふうに住民の方がやはりですね候補者のどんな政策でどんな人柄でどんな顔なのかっていうことを求めています。それなのにビラの配布っておっしゃるんですよ。前も言いましたけど、ビラの配布は、有権者の世帯数にも足りません議員選挙は、1,600枚です。有権者数は、確か5,200人ぐらいだったと思いますけど、はがきが、800枚ですよ議員選挙。ということは、800足す1,600は2,400で、はい、半分にもなりません。この状況で選ばせるっていうのは、やっぱり刻ですよ。確かに先ほど答弁いただいたように、40%を超える人が期日前投票に行っていると。でも、逆に言うと上島町の投票率は85%なので、半分以上の人は当日行くんです。以前、選挙管理委員会の事務局の方に来ていただいて、確か土曜日には配付できますっておっしゃってましたよね。ていうことは、半分の人、投票に行く半分の人には前の日に届くんですよ。だから選ぶことができるんです。で、まだありますよ、にやにやしてますけど町長。ホームページに締め切ってから掲載すれば、ホームページを見る人は早く読むことができます。期日前投票にだって使ってもらおうと思ったら、もう原稿は印刷屋さんを送ってるんですからコピーしたって知れてます。こういうところにお金使わないと。この実態が分かってもまだやりませんか。何も考えられませんか。答弁お願いします。

○（坂上 将人 総務課長）（挙手）

○（前田 省二 議長） はい、坂上総務課長。

○（坂上 将人 総務課長） はい。

先ほど、書記長のほうからも回答がありましたが、あくまでも選挙管理委員会で諮っていただいた結果になりますので、うちで決めることはできません。なので、考えは変わりません。

以上です。

○（8番・大西 幸江 議員）（挙手）

○（前田 省二 議長） はい、大西議員。

○（8番・大西 幸江 議員） はい。

そうしましたらですね、自治体の政治分野における男女共同参画の推進に関する法律では、地方公共団体が立候補しやすい環境づくりをなさというふうになってます。上島町としては、今まで特に何もしていただいた記憶が私はないんですけれども、これについ

では今後どのようにされますか。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

立候補をしやすい環境づくりについてですが、それに関しましては3月議会でも一般質問でも回答したとおり、公職選挙法の一部改正によりまして、選挙公営の拡大の条例改正をさせていただいたのは御案内のとおりです。公費負担の軽減を図っておりますので、立候補者には優位な状況をつくっております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、最後です。大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

それは地方公共団体が自らやったことじゃないじゃないですか。法律が変わったからやったんでしょう。令和3年にさらに強化されてるんですよ。法律が変わったの令和2年でしょう。何も守ってないじゃないですか。確かに公費負担は幾らかしてくれるようになりました。それは令和2年の法改正です。この政治分野における男女共同参画の法改正は令和3年になってます。だから令和3年にさらに強化されてるんですよ。あとですよ。間に合ってませんよね。だから、自治体としてもその取り組む意思がないんですよっていうふうにすごく思うんです。昨日ですね、私商船学校の5年生の法学の授業を見学させていただく機会がありまして、多分この学年は前回の選挙のときには1年生だったのかなと思います。その学生たちがたまたまですこれは本当に主権者教育をされてました。その中で、質問がありました学生の方々に、上島町議会の議員定数知ってますか。誰も知りませんでした。

そして、その中でこれは私が意図して言ってるわけじゃないですけどその事業の中で女性議員が何名か知ってますかって言って質問ありました。それも0とか2とか言われて、私すごい何か、えって思いました。でも商船の学生も選挙権持つんですよ。この間愛媛新聞には、弓削高の出前事業で選挙公報を発行して、こうやってやりますって言って、授業されたんですよ。もう環境はどう考えたって、いる方向に行ってるじゃないですか。選挙公報やらないとみんなに知ってもらえない。子どもたちには、選挙公報を見て選挙に行くんですよって教えたんでしょう。そしたらこれやるしかないでしょう。そういう子どもたちの権利まで奪うんですか。

ぜひ再検討していただきたいですが、いかがでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

選挙に関わることでですから町長としては何も述べるべきではないんですけども、職員が少し責められてるようなので、職員は一生懸命頑張って、また具体的には担当課からお答えしますが、商船の生徒の皆さんが投票できやすいように投票場を設けたり、様々なことをうちの職員は頑張っているということを御理解いただきたいと思います。そのおかげで投票率はどこの市町村にも負けない投票率になっているということでござい

ます。何か担当のほうからあったら言ってください。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

再検討ということでございますが、再検討した結果の報告を先ほど発言し、答弁したとおりでございます。それでその答弁の中にもありますように、全然やらないというわけではございません。次回以降の選挙での選挙公報発行の検討を進めるという答弁したとおりでございますので、どうしても、今回すぐにでも条例化ということでございましたら、この後追加議案等が出る予定でございますかね。議員発議で出る予定でございますのでそちらのほうで対応していただけたらと思っております。

○(前田 省二 議長) はい、よろしいですね。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

もう住民の皆さんとかの御意見は十分に整っていると思うので、これ以上言っても難しいんだなということはよく分かりました。あと選挙政見放送ですけれども、政見放送でなくてもやる方法はあると思いますので、ぜひケーブルテレビで考えていただいて、例えば選挙期間中に取材に行くってことだってあると思うんですよ。なので、ぜひ考えていただいて、よりよい選挙をお願いしたいと思います。

以上です。

ありがとうございました。

(大西 幸江 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい、これで、大西議員の質問を終わります。

○(前田 省二 議長)

ここで5分間、35分までトイレ休憩といたします。

(休憩 11時30分 ～ 11時35分)

日程第6、報告事項第1号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、報告事項に入ります。日程第6、報告事項第1号、「令和5年度上島町一般会計繰越明許費繰越計算書」「令和5年度上島町公共下水道事業会計繰越明許費繰越計算書」の説明をお願いいたします。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、「令和5年度上島町一般会計」及び「公共下水道事業会計繰越明許費繰越計

算書」について、地方自治法施行令第146条第2項に基づき報告いたします。

まず、一般会計についてですが、先の3月定例会で議決されております補正予算（第5号）で、翌年度に繰越して使用できる経費として定めたもので、一部精算等により減額しております。

よって、翌年度繰越金の確定額は2億7,170万1,000円となっております。その財源内訳は、国庫支出金、県支出金、地方債を合わせた未収入特定財源が2億5,716万8,000円で、繰越事業充当一般財源は、1,453万3,000円となっております。

続きまして、公共下水道事業会計についてですが、同じく3月定例会において、補正予算（第1号）で議決されたものであり、翌年度繰越金の確定額は450万円となっております。その財源内訳は、国庫支出金、地方債を合わせた未収入特定財源が430万5,000円で、繰越事業充当一般財源は19万5,000円となっております。

以上で「令和5年度繰越明許費繰越計算書」についての報告を終わります。

日程第7、報告事項第2号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第7、報告事項第2号、「第三セクター経営状況の報告について」初めに株式会社いきなスポレクから説明をお願いいたします。

○（後藤 隆宏 観光戦略課長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長）はい、後藤観光戦略課長。

○（後藤 隆宏 観光戦略課長）はい。

それでは、株式会社いきなスポレクの経営状況について御報告いたします。

まず、事業報告ですが、資料5ページの期別売上げ比較表を御覧ください。

令和5年度の売上げ合計は、主に合宿による宿泊部門の売上げ増により2,819万4,000円、対前年比124.8%となりました。

次に、決算報告についてですが、8ページの損益計算書を御覧ください。

今期も原油価格や物価高騰の影響を以前受けていますが、経費削減に努め、営業努力により施設利用者数が伸びたことから560万9,937円の営業利益を上げることができています。営業収益を含めた当期純利益は576万9,048円となっています。

令和6年度の事業計画について説明いたします。

資料15ページから御覧ください。

各部門の売上げ目標などは、事業計画書に記載のとおりで、各部門おおむね5%の売上げ増を見込んでいます。

今後も住民の皆様の健康増進に資する施設として、また、町外からの誘客により地域活性化に貢献できる施設として健全経営に努めていくよう株式会社いきなスポレクと協議していきます。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○（前田 省二 議長）

次に、株式会社いわぎ物産センターについてお願いいたします。

○（黒瀬 智貴 農林水産課長）（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、黒瀬農水産課長。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) はい。

それでは、株式会社いわぎ物産センターの経営状況について報告いたします。

まず、事業報告ですが、3 ページを御覧ください。

期別売上げ比較ですが、今期は物価高騰の影響や昨年夏の雨量が少なかったことによる柑橘類の不作等による厳しい状況でありましたが、全部門の売上げ合計は 1 億 4,560 万 4,000 円、対前年比 97.3%を確保することができました。

次に、決算報告ですが、資料 6 ページの損益計算書を御覧ください。

1 番下段になります。当期純利益は 273 万 7,805 円となっております。

その他の資料につきましては、記載されておりますとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

次に、令和 6 年度の事業計画ですが、資料 14 ページからになります。

各部門の売上げ目標などは、事業計画に記載のとおりです。

今期は、国産レモンのシーズンオフである夏場に貯蔵レモンの販売促進や大口のイベントや物産展への積極的な出展を実施し、昨年度の売上げを上回るよう営業するとともに、経費節減により利益の確保を最優先し、引き続き健全運営に努めていくよう物産センターと協議しております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

以上で報告事項の説明が終わりましたが、参考までに聞いておきたいこと等があればお受けいたします。何か聞いておきたいことはございませんか。

はい。なければこれで報告事項を終わります。

日程第 8、議案第 42 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 8、議案第 42 号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

議案第 42 号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

1、事件名 上島町税条例の一部を改正する条例

2、処分年月日 令和 6 年 3 月 31 日

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律などの上位法が、令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。

なお、今回の改正に当たりましては、法律等の改正に合わせ改正をするものであることを御了承いただきたいと思います。

主な内容について、主な改正内容について説明いたします。

議案に添付しております参考資料、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

中段以降の第7条の5から参考資料の13ページまで、これにつきましては、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除について、令和6年度分の個人住民税所得額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行う、いわゆる定額減税に係る規定の整備となっております。

13ページ以降につきましては、上位法の改正による項ずれの整理と令和5年度末で、適用期限を迎える固定資産税等の特例措置が、令和6年度から令和8年度までの3年間についても継続されることになっております。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行しております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(「ありません」複数の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(「ありません」複数の声あり)

討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第42号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町税条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第43号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第9、議案第43号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

議案第43号、専決処分の承認を求めることについて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

1、事件名 上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2、処分年月日 令和6年3月31日

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律などの上位法が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。

なお、今回の改正につきましても、法律等の改正に合わせ改正するものであることを御了承いただきたいと思います。

主な改正内容について説明いたします。

議案に添付しております参考資料、新旧対照表の3分の1ページをお願いいたします。

第2条ですが、課税限度額の改正で、後期高齢者支援金の課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものでございます。

続きまして、3分の2ページをお願いいたします。

第23条第1項第2号中では、均等割、平等割に係る軽減判定所得基準額の改正によりまして5割軽減の場合、29万円から29万5,000円に、その下の第3号中の2割軽減の場合は53万5,000円から54万5,000円に、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行しております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(「ありません」複数の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(「ありません」複数の声あり)

討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第43号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第44号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第10、議案第44号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町学校教育問題審議会条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、議案第44号について説明いたします。

提案理由といたしましては、組織改編及び事務分掌の見直しを行ったことに伴い、関係

規定を整備する必要が生じましたが、時間的余裕がなかったため専決処分をしたものでございます。

それでは、改正点について説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をお願いいたします。

第9条中の教育委員会教育課を教育委員会に改正するものです。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(「ありません」複数の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(「ありません」複数の声あり)

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第44号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町学校教育問題審議会条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第45号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第11、議案第45号、「専決処分の承認を求めることについて(上島町介護保険条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(竹林 佳子 健康推進課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

議案第45号、専決処分の承認を求めることについて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものです。

1、事件名 上島町介護保険条例の一部を改正する条例

2、処分年月日 令和6年3月31日

提案理由は、介護保険法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。

今回の改正は、第1号被保険者が納める介護保険料の額や納付方法を国の基準に基づき、保険料の多段階化として、9段階から13段階への見直しと保険料率の改正に係る条例改正

を行うものです。

それでは、主な改正点について説明しますので、参考資料、新旧対照表 5 分の 1 ページをお願いいたします。

第 5 条中、令和 3 年度から令和 5 年度を令和 6 年度から令和 8 年度に改正し、保険料の区分を 9 段階から 13 段階に改めます。

5 分の 2 ページをお願いします。

低所得者の軽減について、2 項から 4 項で改正され、第 7 条第 3 項は、国の基準変更によるものです。

なお、附則でこの条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行しています。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」複数の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」複数の声あり）

討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第 45 号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町介護保険条例の一部を改正する条例）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

ここで休憩をとります。

再開は 13 時から再開いたしますので。

（休憩 11 時 55 分 ～ 12 時 58 分）

日程第 12、議案第 46 号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

引き続いて、日程第 12、議案第 46 号、「上島町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 住民課長) （挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

議案第 46 号、「上島町税条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしまして、私立学校法の一部を改正する法律が令和 6 年 5 月 8 日付け、並びに公益信託に関する法律の改正が令和 6 年 5 月 22 日付けで、公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じたため、この案を提出するものです。

なお今回の改正に当たりまして法律等の改正に合わせて改正するものであることを御了承いただきたいと思います。

主な内容について説明いたしますので、議案に添付しております参考資料新旧対照表の 6 分の 1 ページをお願いいたします。

第 34 条の 7、寄附金税額控除で、公益信託の信託財産とするために支出した寄附金に対し、寄附金控除の対象となることを規定しております。

新旧対照表の 6 分の 4 ページをお願いいたします。

従来の私立学校法第 64 条第 4 項の規定が、第 152 条第 5 項に移行したことに伴う規定の整備でございます。

なお、附則といたしまして、第 34 条関係は、令和 7 年 1 月 1 日から、第 56 条関係は、令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 46 号、「上島町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 47 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 13、議案第 47 号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

議案第 47 号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしまして、児童福祉施設の設備及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日に施行されたことにより、関係規定を整備する必要が生じたため、この案を提出するものです。

なお、今回の改正に当たりまして、上位法の改正に合わせて改正するものでございます。

改正内容について説明いたしますので、議案に添付しております参考資料、新旧対照表の3分の1ページをお願いいたします。

第29条から参考資料3分の3ページ、第47条につきましては、小規模保育事業や事業所内、保育事業におけるそれぞれの保育士配置基準について、満3歳以上満4歳に満たない児童については、おおむね20人につき1人を15人につき1人と、満4歳以上の児童については、おおむね30人につき1人を25人につき1人と保育保育士の配置を配置基準を変更するものです。

なお、本町におきましては、現在対象の保育事業者、事業所等はございません。

この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(「ありません」複数の声あり) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(「ありません」複数の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第47号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第48号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第14、議案第48号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(竹林 佳子 健康推進課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

議案第48号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例などの一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由は、介護保険法の改正及び介護保険事業の適正な運営を図るため、関係規定を整備する必要が生じたのでこの案を提出するものです。

4 条例を第 1 条から第 4 条として改正するものです。

第 1 条は、要介護者に対する地域密着型サービスで、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護などが対象となっており、第 2 条は要支援者に対する地域密着型サービスが対象となっています。

第 3 条は、要支援者に対するケアプラン作成などに関わるサービス、第 4 条は、要介護者に対するケアプラン作成などに関するサービスが対象となっています。

全サービスに共通する改正点について、新旧対照表で主な改正部分を説明いたします。

87 分の 2 ページをお願いします。

第 1 条関係のうち、第 7 条で管理者が兼務できる事業所の範囲について、提供する介護サービスの質を担保した上で、同一敷地内でなくても可能とされました。

87 分の 4 ページをお願いします。

第 24 条第 8 号と第 9 条に身体拘束の適正化が定められました。

87 分の 5 ページをお願いします。

第 34 条第 3 項に、原則として重要事項をウェブサイトに掲載することを義務づけられました。

そのほか、上位法に基づき、個々のサービスごとに改正しております。

なお、この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行します。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(「ありません」複数の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」複数の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 48 号、「上島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 49 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 15、議案第 49 号、「令和 6 年度上島町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房総務部長) はい。

議案第 49 号、「令和 6 年度上島町一般会計補正予算（第 1 号）」の説明をいたします。
予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 500 万円といたします。

第 2 項の歳入歳出予算補正については、御手元の予算説明資料、令和 6 年度 6 月補正予算の概要に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が 7,300 万円、特別会計は 2,350 万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計 130 万円、介護保険事業会計 0 円、魚島船舶事業会計 880 万円及び生名船舶事業会計 1,340 万円となっております。企業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、繰入金繰越金、町債を財源として、新規事務事業の計上及び既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしましては、まず国庫支出金 8,182 万 1,000 円、これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等です。

繰入金マイナス 1,000 万円、これは財政調整基金繰入金です。

繰越金マイナス 22 万 1,000 円、これは前年度繰越金です。

町債 140 万円、これは学校施設整備事業債です。

以上、7,300 万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず 1 番目として、地方債の補正ですが、予算書の 5 ページ、第 2 表地方債補正をお願いいたします。

学校施設環境改善交付金の内示額の減額に伴い、教育施設整備事業の限度額を増額いたしました。

以上により、限度額の総額を補正前 5 億 5,900 万円から 5 億 6,100 万円に変更するものです。

2 番目として次の事務事業等を新たに計上いたしました。

(1) の低所得者支援及び定額減税補足給付金事業は、物価高騰の影響を受けている低所得者世帯を支援するため、本年度新たに住民税非課税もしくは住民税均等割の非課税となる世帯を対象に一世帯当たり 10 万円を給付いたします。

また、6 月に始まる所得税と住民税の計 4 万円の定額減税をしきれない個人への給付も行うもので、金額は 6,629 万円です。

(2) の児童手当制度改正実施円滑化事業は、子ども未来戦略で示された児童手当の抜本的拡充方針に基づき、令和 6 年 12 月支給分から対応できるように児童手当業務システム改修等の準備を行うもので、金額は 692 万円です。

3 番目として、主な変更事業につきまして、説明いたします。

(1) の職員人件費は人事異動及び職員数の減によるもので、金額はマイナス 568 万 1,000

円です。

4 番目として、その他経常投資経費の変更を要するに至りました。

以上で議案第 49 号、「令和 6 年度上島町一般会計補正予算（第 1 号）」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

議会運営委員長からも申しましたが、今回の補正予算につきましては、予算決算委員会への付託はありませんので、そのつもりで質問をお願いいたします。

質問はございませんか。

○（8 番・大西 幸江 議員）（挙手）

○（前田 省二 議長） はい、大西議員。

○（8 番・大西 幸江 議員） はい。

そうしましたらですね、13 ページですかね、補助金のところなんですけれどもこれ国の制度でやることなので、国からお金が出てますし、特に反対するものは当然ないんですけども、まだまだ、物価高騰というのは続いていてですね、今度電気代の補助もなくなるということで、ますます生活は苦しくなると思うんですが、この国の制度以外に何か住民に対して負担軽減になるような施策は考えておられるでしょうか。

○（前田 省二 議長） どなたか。

○（今井 稔 健康福祉部長）（挙手）

○（前田 省二 議長） はい、今井健康福祉部長。

○（今井 稔 健康福祉部長） はい。

現在、子育て支援のほうの予算は、国の補助金のことしかちょっと考えておりませんので、また何か国の何でも使っていいよというような事業等がございましたら、財政とも協議しながら子育て支援なり何なりの事業を進めていきたいなどは考えておるところですが、国の情報をしっかりキャッチしながら対応していきたいと思います。

○（8 番・大西 幸江 議員）（挙手）

○（前田 省二 議長） はい、大西議員。

○（8 番・大西 幸江 議員） はい。

ということは、やはり国の何か財源がないと全くできないということによろしいんですかね。

○（今井 稔 健康福祉部長）（挙手）

○（前田 省二 議長） はい、今井健康福祉部長。

○（今井 稔 健康福祉部長） はい。

国、県、いろんなところの事業の情報をキャッチしながらやっていきたいと思っております。はい。

○（前田 省二 議長）

他にございませんか。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

同じところなんですけども、低所得者対象の新たな世帯の給付金なんですけれども、これ二重取りとならないような、対象者の絞り込みというのはきっちり行われているんでしょうか。というのが同じ上島町の住民でしたら多分前年の所得の把握っていうのは容易にできると思うんですけども、新たに移住してきた人とかそういう方の、とかの、しっかりおえているのかどうかをちょっとお知らせ、お聞かせください。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

そういった二重取りにならないようにしっかり課税状況等把握し、今、把握に努めているところでございます。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」複数の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 49 号、「令和 6 年度上島町一般会計補正予算(第 1 号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 50 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 16、議案第 50 号、「令和 6 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康推進課長

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第 50 号、「令和 6 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 130 万円を増額し、予算の総額を 8 億 7,810 万円とします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入になります。

4款1項1目保険給付費等交付金の40万円の増額は、マイナ保険証システム整備費に係る特別交付金です。

次の6款1項1目一般会計繰入金、89万9,000円の増は、人事異動に伴う職員給与等の増額です。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項1目一般管理費につきましては、職員の給与等の増額とマイナ保険証システム改修に伴う委託費の増額です。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(「ありません」複数の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」複数の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第50号、「令和6年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案50号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第51号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第17、議案第51号、「令和6年度上島町介護保険事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康推進課長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第51号、「令和6年度上島町介護保険事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は補正いたしません。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、7款1項4目1節の職員給与等繰入金210万4,000円の増は、人事異動にも伴うもので、2節の事務費繰入金210万4,000円の減で調整しています。

8ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項総務管理費578万8,000円の増と9ページの1款3項の介護認定審査会費195万9,000円の減と10ページの5款3項包括的支援事業任意事業費396万円の減は人事異動に伴うものです。

11ページをお願いいたします。

8款1項予備費で調整しております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(「ありません」複数の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(「ありません」複数の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第51号、「令和6年度上島町介護保険事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案51号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第52号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第18、議案第52号、「令和6年度上島町魚島船舶事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第52号、「上島町魚島船舶事業会計補正予算(第1号)」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ880万円を追加し、総額を2億6,530万円といたします。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお

願いいたします。

歳入ですが、3款1項1目離島航路補助金は、県補助金の額確定に伴い535万3,000円を増額しています。

4款1項1目一般会計繰入金は、歳出総額の増に伴い、その財源として350万円増額し、しています。

8ページをお願いいたします。

主な歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費のそれぞれの増は、人事異動による人件費の増額補正です。

9ページをお願いいたします。

1款2項1目一般業務費は、共済負担率改定に伴い、63万6,000円を増額しています。

以上、簡単ですが、議案第52号、「令和6年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」複数の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」複数の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第52号、「令和6年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案52号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第53号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第19、議案第53号、「令和6年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長)（挙手）はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第53号、「上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」について説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ1,340万円を追加し、

総額を3億2,740万円とします。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款2項1目基金繰入金1,000万円、4款1項1目前年度繰越金340万円を増額補正いたします。

8ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款2項1目運航総務費の13節使用料及び賃借料680万円は、予備船いきなが故障により運航不能であるため、主船ゆめしまのドック期間中等に必要となる船舶借上料を計上するものです。

2目船舶整備費の10節需用費660万円は、予備船いきなのプロペラシャフトの継ぎ手部分が経年劣化により故障したため、当該部品を交換するための修繕費を計上するものです。

以上、議案第53号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(「ありません」複数の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(「ありません」複数の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第53号、「令和6年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案53号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第54号

○(前田 省二 議長)

日程第20、議案第54号、「工事請負契約の締結について(上島町クリーンセンター基幹的設備改良工事)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

議案第54号、「工事請負契約の締結について」説明いたします。

上島町クリーンセンター基幹的設備改良工事における請負契約を締結することについて議決を求めるものでございます。

1 契約の目的 上島町クリーンセンター基幹的設備改良工事

- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 4億5,100万円
- 4 契約の相手方 岡山市東区檜原510番地

内海プラント株式会社 代表取締役 安藤佳子氏

提案理由は、上島町クリーンセンター基幹的設備改良工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

次のページ、参考資料1をお願いいたします。

この工事につきましては、令和4年、令和5年、令和6年の3か年にわたり、当初予算計上時の予算決算委員会において説明してきたとおりでございます。

工事費につきましても説明してきたとおり、令和6年度、7年度の2か年の債務負担行為により財源を確保し、交付税として70%が戻ってくる過疎債を活用し、町の持ち出しを最小限に抑えております。

次のページ、参考資料2につきましては、今回の工事の整備対象箇所を朱色で示しております。

最後に、入札実施結果表と工事請負契約書を添付しておりますので、御確認願います。

以上簡単ですが説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。はい。

質疑がないようですからこれで質疑を終わります。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) いいですか。

○(前田 省二 議長) はい。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

これ書類に見まして、ちょっと分からないところがありまして教えていただきたいと思うんですけども、最初に辞退というところがありますね。2社が辞退してます。これは、言葉どおり辞退というのは理解できるんですから、できるんですけども、どういう状況を辞退というのか。3社に声かけて3社が、入札の意思表示をした後に辞退されたのか、それともどういう状況で辞退となったんですか、どのように理解すればいいんでしょうか。

○(山本 九十九 建設課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長) はい。

質問にお答えいたします。

これは役場としては、設計金額を明示しており、あと、施工図面等を指名業者に明示しております。その上で、業者のほうから、その金額で施工できるかどうか、業者の判断で、施工できない、何かしらの事情があるということで辞退されていると推定されます。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) はい。

そうしますと工事ですね。3社に価格等々も含めて提示して、そのあと辞退というふう
に受け取れたんですけどそれでいいんです。いいんですか。

○(山本 九十九 建設課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長) はい。

入札事務上、辞退ということが分かるのは、入札の札をあけるときの時です。入札の期日が
決められておりますので、その期日の最終日の最終日に札をあけるときの入札価格を確認
するときに辞退するということを確認できます。その時です。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) はい。

確認、私の理解でいいますと3社に入札を出したというか、向こうがでてきたのかどう
か分かりませんが、そこで内容が全部提示されて、そのあと業者の都合で何らかの
理由で、辞退したというふう、いうことでいいんですよね。

○(山本 九十九 建設課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長) はい。

それで間違いありません。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) はい。

この焼却炉、クリーンセンターの修理につきましては、当然ここに書かれてますように、
16年ですか。16年が経過しているというふうなうたっておりますし、ただちょっと教えて
ほしいんですけども、ストックマネジメントの考え方を導入するということでストックマ
ネジメントの考え方導入というのは、どういうことを言うのか教えていただきたいと思ひ
ますけど。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

このストックマネジメントと申しますのは施設の機能診断に基づきまして、既存施設の
有効活用や長寿命化を図ってライフサイクルコストを低減させるための手法でございます。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) はい。

今の説明でそういうことなのかと、こういうふうに理解します。

そこでちょっとお尋ねしますが、関連といいますか、焼却炉の修理の前に当然維持

管理というのがありますよね。毎年、予算、あるいは決算で上がってきてます。焼却炉の大きさというものは設置してからずっと今日まで変わってないと思いますし、その間、年々いろいろ手入れをして多少のですねリペア等々も含めて、全く初期と同じ形だろうと想像しますけども、何らかの変化があるというふうに承知しております。そこでちょっと質問ですけども、維持管理費、これがですね、私が高い安いという話をしてるんじゃないですよ。23年度の決算書から私の手元にあるんですけども、それでいいですよ、維持管理費、これがですね、最初の頃といいますかね、23年度から26年度までの4か年、保守点検委託料として500万以下で推移してた。500万以下でね。27年度から令和6年度までの10年間は、変化があった。ざっくり言いますと、その間、500万円台が3回、600万円以上が3回、700万円以上が2回、800万円以上が2回、合計10回あるんですけども、炉の保守点検がどうしてこのように変化があるのか。普通、年々人件費が上がってきてそれと同じように順次段階的にですね、階段方式で上がっていくというのは理解できるんですけども、維持管理の委託料が今言いましたように、ばらばらで、極端に言うと500万のときもあれば800万とかもある、700万とかもあるというような状況なんですけど、これはどのように解釈というか理解すればいいのか教えていただきたいと思います。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

これにつきましては、毎年保守点検を行いまして保守点検で指摘されてされた箇所、これにつきましては、翌年度で、修繕工事を行うということになっております。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

私が知りたいのはそういうことばらつきがあると分かるんですけども、その保守点検ですから、算定基準というのは決まってて、あるいは保守点検をやるにはそれなりの専門家が保守点検をやっていると思うんですけども、その辺の基準とか人員配置は何名でやっているのかその辺お分かりになりますか、通常何名でやっていますよというようなことも含めて。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

すいません、ちょっと何名というのはちょっと把握しておりませんが、交換部品につきましては、耐用年数、部品の耐用年数とかございますので、それによって変化している、金額も変化しているところでございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

今担当者を責めるつもりは毛頭ありません。ただ事実関係だけ知りたいということでございます。これまでですね、修理をやってきてます。ざっくりでいいですよ、平成23年から令和4年度まで、12年間でざっくりで3億円の修理代をかけております。令和5年度、

6年度はまたまだ決算も出てませんし、6年度は今やってるという状況で、今回この工事をやるということで、修理した物が本当に効果があったかどうかというのは非常に分からないといえますか、分からない。それ以上のことは、以前も、担当課は違います。担当課はっていうか、担当者が違いますけども、なかなかはっきりした答弁がなかったというふうに記憶しておりますし、ここ4年間は私は1度もごみの焼却炉についての質問をしていませんというのが、聞いても分からないんですよ。理解できないので、たまたま今回、修理が4億5,000万円以上かかるということなので、多い月は5,000万以上、あるいは、5,000万ですね、4,900万が最高だと記憶しておりますが、4,900万を最高にして4,000万とか4,200万とか、ざっくりで言うと今言いましたように12年間で3億円のお金を投入していると。その上、また今回の修理で4億5,000万ということが、妥当かどうかというのは非常に判断しにくいんですけども、前回も数年前になりますけども、修理に4,000万以上かけて、どこを修理したんですかと言っても具体的なものがでない。煉瓦を変えましたという話もありましたし、なかなかそのリペアをした修理をした箇所を提出してくれませんかというお願いをしたこともありますけども提出されたという経験はないと記憶しております。非常にもう、私から見れば、アンノンサクター？が多過ぎるという状況にあって、たまたま今回4億5,000万の大規模修理というのでしょうか、それが上がってきたので、これまでの修理が本当に効果があったのかどうかということと、3億円の金をかけてきて、尚且つ今年度、来年度にかけてですね、4億5,000万かけて修理必要性があるかどうかというものが私は分かりません。それで質問させていただいているという状況にありますが、梨木さんは、4月から担当なってるから分からないと思うんですけど、分かる担当者がいたら、その辺、説明をお願いできればと思いますけど、いかがでしょう。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

私の説明が正確でなかったら、前の担当者よろしくをお願いします。

ストックマネジメント計画というのは先ほど梨木課長が申し上げたように、早め早めに点検をかけて来年修理しないといけないですよ、再来年修理しなければいけないですよというのがストックマネジメント計画でございまして、それに沿って、壊れる前に修理をかけております。というのが、焼却してる最中に壊れたらもう焼却できなくなりますので、計画的な修理がストックマネジメント計画でございます。今回の計画は、予算はこれも、私の言葉間違いかも分かりませんが要はオーバーホールと考えていただければと思います。船にしても車にしても、ただオーバーホールをしなければならぬ時期、特に自家用車とかじゃなくて、仕事をしている車等々はそういうものもございまして、ストックマネジメントが毎年毎年壊れたら動けなくなってしまうための修理、今回はオーバーホールと考えていただいたら、オーバーホールによってまた20年近くもたすということでございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

はい、よく分かりました。

それでもう1点お聞きしますと、今年の当初予算、去年の予算、それからその前の予算にですね、維持管理費も入ってる修理代も入った上にですね、平成4年度には、上島町クリーンセンター長寿命化計画策定業務として1,115万4,000円が計上され、令和5年度には、上島クリーンセンター基幹的設備改良に係る発注支援業務として1,171万5,000円が計上され、今年の当初予算には、よく似てるんですけども、クリーンセンター基幹的整備改良工事施工監理業務で1,351万9,000円という修理とか、保守点検じゃなくて、こういう名目でこの金額約3,300万トータルしますと上がってきてます。これはどういう趣旨のあれは効果があるものなのかよく分かりません。修理代とか維持管理費という、高い安いわかんないにしても、言葉として理解できますけども、今言ったように3項目については、どうしてこの今年4億5,000万にかけてやるのにもかかわらず、6年度、5年度、4年度に全く名称が違うっていうか、ことでトータルで3,300万円ほど上がってるということ、これをどのように理解すればいいのか、分かりましたら教えてください。

○(梨木 善彦 住民課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

それらの支援業務とか、計画につきましては、これまでの3年間の中において、説明したものでございまして、御理解いただいているものと思います。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

私が言いたいのは、この3年間、6年度、5年度、4年度で修理代それぞれかかりなおかつ管理費もかかっているこれは理解できます。それで今言ったような名称で、トータルで3,000万、ちょっと3,300万ぐらいですね、かかっていると、これがあって初めて今年、今年の大きな改修ができるのか。それにどう影響しているのか。4億5,000万は本来ここに3,000万かけたから、3,000万、本来増えるべきものが増えてないんやとか、いうようなことが、我々が分かればいいんですけども、言葉は悪いんですけど、二重取りじゃないのかなという疑念も出てきます。その辺、御説明いただければと思いますけど。

○(田房 良和 公営事業課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、田房公営事業課長。

○(田房 良和 公営事業課長) はい。

まず、長寿命化計画と言いますのは、基幹的設備改良工事を実施するにあたり、国の循環型社会交付金をもらうためのですね、工事、どこを直して、どのようにして機能をつけてというような計画を出して、国のほうに出さないと、そういう補助金の要件、要件となる、これは計画でございまして。

次にですね、発注支援業務というのは、このクリーンセンター機関設備工事のですね、詳しい設計をしてもらう業務でございまして。

次にですね、クリーンセンター施工管理というのは、令和6年7年で基幹的設備の改良工事をやりますが、工事内容が仕様書どおり施工されているか、きちっと、そういうでき

ているか監視する業務を発注したものです。

これは一般の土木工事とかも必要な施工管理業務でございます。

以上です。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) はい。

令和4年度にねあります長寿命化計画策定業務で1,115万4,000円と。これは言葉どおり理解できるんですね。これが、令和5年、令和5年度の2月にですね、策定されたところ書いてますので、その策定された書類っていいですかね、何ていうんすかね、レポートというんですか、そういうのはもらった記憶はないんですけども、その辺はいただけるんでしょうか。令和5年度2月に、やったとここに書かれております。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

それちょっと調べさせてはいただきますが、先ほどからの案件に関してもその都度その都度説明をさせていただいております。そして今、濱田議員がおっしゃってる内容がちょっと私もよく分からないんですけども、これが執行権に関わる案件であればこちらにお任せ願いたいと思っております。執行権に関わらない資料であれば、全員協議会でも申し上げましたが、議会の要請があればいつでも出させていただきます。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

それでは質疑がないようですからこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本 光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい、反対の立場から。

○(前田 省二 議長) はい、反対から。

(池本 光章 議員 登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

議席番号7番、池本光章でございます。

反対の立場で、討論させていただきます。

この入札については、限りなく黒に近い入札としか思いようはありません。といいますのも3社による入札ではございますが、辞退するということは容易に予測できたはずなんです。それにもかかわらず、3社による入札、入札に参加してくれそうな業者を探し出すことはできなかったのでしょうか。

もし、参加してくれる業者がこの3社しかいなかった辞退も十分に考えられる。こういった場合には、随意契約に持ち込むのが普通の考え方じゃないですか。随意契約で、交渉して少しでも価格を抑える。これは行政の務めですよ。どうも最高価格で発注したい。そ

ういった考えしか私には見えません。職員の皆さんも、議員の皆さんも、支出は最小限に効果は最大に、これ行政の務めですよ。再三私は申し上げておりますが、こういった観点において、この入札を認めるわけには私はいきません。

以上です。

(池本 光章 議員 降壇)

○(前田 省二 議長)

他に討論ございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。(「賛成がおらんけんしょうがないの」)

○(8番・大西 幸江 議員) (「賛成です」)

(大西 幸江 議員、登壇)

○(8番・大西 幸江 議員)

議席番号8番、大西幸江です。

私は、議案第54号、「工事請負契約の締結について(上島町クリーンセンター基幹的設備改良工事の指名競争入札)」この案件について、賛成の立場で討論させていただきます。

今、行政側の説明でいろいろあったと思うんですけども、指名競争入札になって、辞退ということで、3社から1社になったっていうことも特に問題があるようなお話ではないと思いますし、入札された請負う事になった業者さんも今まで何度もお仕事をしていたいて、特に瑕疵があったというような事例も伺ったことがありません。なので、特にこの案件については問題ないものと思いますし、新しい設備になれば、CO2の削減とかっていうのは当然のことですし、省エネのものになるっていうこともうなずける、問題ないかと思いますので、ぜひこの案件は通していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

(大西 幸江 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

他に討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第54号、「工事請負契約の締結について(上島町クリーンセンター基幹的設備改良工事)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、大西議員、亀井議員
藏谷議員

反対者：林康彦議員、池本光章議員、濱田議員、池本興治議員

起立多数です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

別紙追加日程のとおり、議会側から発議 1 件並びに意見書 1 件の 2 つの案件が提出されています。

ここで、この 2 件を日程に追加し、追加日程第 1 並びに第 2 とし、日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」複数の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号並びに意見書第 1 号を本日の日程に追加し、追加日程第 1 並びに第 2 とし、日程の順序を変更し、ここで直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1、発議第 2 号

○(前田 省二 議長)

それでは、追加日程第 1、発議第 2 号、「上島町議会議員及び上島町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」を議題といたします。

提出議員である林康彦議員、提案理由の説明を求めます。

林議員、登壇をお願いします。

(林 康彦 議員、登壇)

○(7番・林 康彦 議員)

発議第 2 号、「上島町議会議員及び上島町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 18 日、上島町議会議長、前田省二様

提出者、上島町議会議員、林康彦、賛成者、上島町議会議員、濱田高嘉

提出理由

公職選挙法第 167 条は、国政選挙と都道府県知事選挙においては、選挙公報を必ず発行し、公職の候補者の氏名・経歴・政見等を掲載することを規定し、その他の地方選挙では、同法第 172 条の 2 により選挙公報条例を定めて選挙公報を発行することができるとしている。

既に地方自治体の 70%以上が選挙公報を発行して選挙を行っており、住民からも多数の選挙公報発行の要望をいただいていることから、この条例を提案するものであります。

以上です。

(林 康彦 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」複数の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

(徳永 貴久 議員、登壇)

○(1番・徳永 貴久 議員)

議席番号1番、徳永貴久。

私は、この発議第2号、「上島町議会議員及び上島町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」について反対の立場で討論いたします。

まず前提として、選挙公報の発行については、私は賛成で議員協議会でも意見を述べてきたとおりです。

反対の理由として、選挙公報の運用について十分な検討がなされていない。十分な検討がなされる時間がないことが挙げられます。選挙公報の話が出だしたのが、令和6年3月の一般質問が最初ではないかと記憶しています。議員協議会でも、その運用方法、特に配布方法について十分な検討が必要だと感じております。議会からの要望に対し、選挙管理委員会の回答として、自治会、町長、議員選挙にて、選挙公報の発行について検討を進めるとの回答でありました。最低2度、選挙管理委員会で議論され、次回選挙には、発行しないと決定したことは議会として議会としても重く受け止めるべきではないかと考えています。選挙公報については、選挙管理委員会が発行するものであり、今回の一般質問の問答を聞いていても、今ここで条例案を可決しても、いい形での選挙公報が発行されるとは正直思えません。今回の発議を提出賛成された各議員は、住民に対して、選挙の透明性や公正さ、また、各候補者の情報をより正確に伝えられることを意図しており、その意図は十分理解できます。引き続き選挙公報の運用について、議会としても十分な検討をした上で、次々回選挙から選挙公報が開始されることを期待し、今回の発議には反対いたします。

以上です。

(徳永 貴久 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

(大西 幸江 議員、登壇)

○(8番・大西 幸江 議員)

議席番号8番、大西幸江です。

私は、発議第2号、「上島町議会議員及び上島町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」に賛成の立場で討論させていただきます。

3月の議会、今議会と一般質問させていただきました。

この選挙公報に関しては、法令上、条例を定めて実施できることになっています。

このことは、全国の自治体の70%の自治体で行っており、町村だけでも50%以上の自治体の実施しているところです。

今回、議会からは、選挙管理委員会に選挙公報発行に関する要望書を提出いたしました。が、選挙管理委員会からは、令和2年の選挙制度改正により選挙ビラが可能となったことから、様子を見る旨の回答でした。ですが、考えていただきたいのです。上島町の選挙は、令和2年の法改正の前に最後の選挙を終えています。愛媛県下の選挙はその後行われてい

るので、選挙ビラを配布できる状況で選挙を行っています。もう既に行っています。今回の選挙逃せば、選挙公報を実施できるのは4年後となり、県下の地方自治体が選挙公報の条例制定等の模索をしている状況を考えると選挙広報の実施が県下どころか全国最下位ということも予測されます。

また、議会の御意見箱には、住民からの多くの選挙公報や政見放送を要望する御意見をいただいております、住民自治研究会の会報誌ワトスンにも政見放送の要望が書かれています。住民が希望し、熱望しているのです。ほかにも10代の若者からメールをいただきました。選挙公報を発行して、ホームページからも見れるようにしてほしい。選挙公報なしで投票となると何について判断しているのか。恩ですか、血縁ですか。自分たち若い世代が選ぶべきなのは、恩や血縁ではなく、公約やポリシーを基準にするべきだと思います。という内容でした。このような前途ある若者が希望している選挙公報を私たち大人の都合で握り潰しでもいいのでしょうか。若者が投票に行かない。政治離れが進んでいると言いますが、それを進めているのが私たち大人であってはならないと思います。幸いにも選挙管理委員会事務局からは、新聞折り込みで、投票前日には、皆さんの御手元に届けられるということですし、印刷原稿さえできれば、期日前投票所には印刷しておくこともできますし、ホームページにすぐ掲載すれば、自分たちで確認に行くこともできます。

そして、議員の成り手不足の解消や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の法令を守る行為にもなり上島町としてメリットしかありません。

以上のことから、賛成討論とさせていただきます。

議員として適切な判断をよろしくお願いいたします。

(大西 幸江 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

他に討論ございませんか。

それでは討論がないようですから討論を終わります。

これから発議第2号、「上島町議会議員及び上島町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：林康彦議員、池本光章議員、大西議員、濱田議員、池本興治議員

反対者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、亀井議員、藏谷議員
起立少数です。

よって、発議第2号は、否決されました。

追加日程第2、意見書第1号、

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第2、意見書第1号、「地方公共団体の団体自治や住民自治等を守るよう求める意見書について」を議題といたします。

提出議員である大西議員、提出理由の説明を求めます。大西議員、登壇してください。

(大西 幸江 議員、登壇)

○(8番・大西 幸江 議員)

意見書第 1 号、「地方公共団体の団体自治や住民自治等を守るよう求める意見書について」上島町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、上記の意見書(案)を別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 6 月 18 日、上島町議会議長、前田省二様。

提出者、上島町議会議員、大西幸江賛成者、上島町議会議員、林康彦、同じく上島町議会議員、池本光章。

提出理由ですが、今国会で審議されている地方自治法改正案に係る国の補充的な指示は、国と地方の対等な関係が損なわれる可能性があるため、関係機関に慎重審議を求め、意見書を提出するものです。

次のページをお開きください。

改正案ではですね、次のことが懸念されるということで、4 点示しております。

一つ目が、地方自治の原則の侵害、二つ目が職員の業務負担の増加、三つ目が行政の透明性と説明責任の低下、四つ目が国と地方公共団体の関係性の変化です。

以上のことから、国には、1、地方自治法の本旨に基づき地方公共団体の団体自治や住民自治を守るよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するということになっております。

慎重審議をよろしくお願いいたします。

(大西 幸江 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(「ありません」複数の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」複数の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書第 1 号、「地方公共団体の団体自治や住民自治等を守るよう求める意見書」についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案のとおり可決し、関係先に意見書を送付することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林康彦議員、池本光章議員、大西議員、濱田議員、池本興治議員

反対者：林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、亀井議員、藏谷議員

はい。6 対 6 で、あと議長裁決になります。

議長、賛成いたしますので、7 対 6 で原案のとおり可決されました。(拍手あり)

日程第 21～27、報告第 3～9 号

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

日程第 21、報告第 3 号から日程第 27、報告第 9 号までの 7 件の「議員派遣報告について」を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」複数の声あり）
御異議なしと認めます。

よって、日程第 21、報告第 3 号から日程第 27、報告第 9 号までの 7 件の「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり報告書が提出されております。

なお、報告第 8 号から第 9 号につきましては、会議規則第 121 条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

報告第 3 号、弓削高等学校学生寮ゆめしま寮落成式

報告第 4 号、令和 5 年度上島町立中学校卒業証書授与式

報告第 5 号、令和 5 年度上島町立小学校卒業証書授与式

報告第 6 号、令和 6 年度上島町立小学校入学式

報告第 7 号、令和 6 年度上島町立中学校入学式

報告第 8 号、令和 6 年度上島町人権教育協議会総会

報告第 9 号、令和 6 年度上島町人権・同和教育講演会

以上で、議員派遣報告を終わります。

日程第 28～29、議員派遣の件

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第 28 から日程第 29 までの 2 件の議員派遣につきましては、一括議題といたします。

本件につきましては、御手元に配布のとおり「令和 6 年度先進地視察研修」「令和 6 年度第 1 回町議会議員研修会」に議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。

「令和 6 年度先進地視察研修」「令和 6 年度第 1 回町議会議員研修会」に議員を派遣することに御異議ございませんか。（「異議なし」複数の声あり）

異議なしと認めます。

よって、「令和 6 年度先進地視察研修」「令和 6 年度第 1 回町議会議員研修会」に議員を派遣することに決定いたしました。

日程第 30、閉会中の継続調査申出について

○（前田 省二 議長）

日程第 30、「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

別紙のとおり、各委員長から上島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、御異議はございませんか。（「異議なし」複数の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のあったとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 閉 会

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された案件は、本日で全て審議が終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、令和6年第2回上島町議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。(「異議なし」複数の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じるとともに、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

(起立、礼)

(了)

(令和6年6月18日 午後2時17分 閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

署名議員 池本 興治

署名議員 藏谷 重文

